琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係　日本政府援助本土米供与(産業開発資金)(2)

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2019-02-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: -
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43578

社米支給

(別添)

極秘
無期限
部の内号

経済局

大洋州課長　総務参事官　アメリカ局長
専門機関課長　国際機関第一課長　参事官
政策課長　北米第二課長　北米第一課長
~~経済協力第一課長~~
~~経済協力第二課長~~　国際貿易課長

1971歴年における本土米の対沖縄供与計画（対米申し入れ要領）

昭45. 7. 17
米北一

1. 本件につき、沖縄・北方対策庁事務当局と別添資料に基づき協議してきたところ、下記2の要領にて、対米申し入れをすることと致したい。

なお本件申し入れは、大河原参事官よりエドモンド在京米大使館公使に対し申し入れることとすると共に、在米当方大使館にも通報の上、時宜に応じ側面的に促進

米大、沖縄、豪

せしめることとしたい。

2. 申し入れ内容

(1) 日本政府は、1971歴年において琉球政府に対し精米ベース65,000トン（玄米ベース72,000トン）の本土米を供与する。

(2) 右本土米は、(イ)本土の港渡し、(ロ)トン当り玄米ベース170米ドル（平均）で琉球政府に売渡される。（従って、これにより琉球政府の積立てうる資金量は、12,240,000ドルになる。）

3. 日本側計画の背景

(1) 本土復帰を摩擦なく行ない、復帰後の産業開発の基礎をきずくため、1971.72両会計年度において、次の分野の

振興開発を図る必要がある。(なお、本土
米供与は、70歴年より取り進められている
が、70歴年1—6月に琉球政府に供与
した米穀の販売により積立てられた資金
は、1971年度資金に繰り込むこととしている。)
(i) 農業の生産基盤にわたるものとして、
土地改良資金、農地取得資金、畜産振
興資金
~~[illegible]資金~~
(ii) 糖業合理化資金
(iii) パイン産業合理化資金
(iv) 水産業合理化資金として、まぐろ漁業
合理化資金、まぐろ漁船設備近代化
資金、くり船漁業者の漁船建造
(2) 上記(1)に必要とされる総合計費

22.610.000米ドル(71.72.両会計年度)
(3) 72年における復帰の期日は、外交交渉
により決定さるべき問題であるが、72年
内の早い時期に復帰が実現されること
を勘案し、また復帰と同時に本件計画
に基づく資金援助は停止されることにも
かんがみ、前記(b)の諸計画のかなりの
部分が、71歴年中に実現されていること
が沖縄の産業水準を出来るだけ本土
の水準まで引きあげておく上に不可欠
と認められる。
よって、日本政府としては、全体の米供与
計画を次の通りとしたく、右に従い、71
歴年中に精米ベース65.000トン(玄米ベース

72,000トン）を供与することとしたい。

(i) 1971年度　積立金運用額

70暦年売渡し量（1～12月）

33,000トン（玄米）

71暦年売渡し量（1～6月）

33,000トン（玄米）

計 66,000トン × 170ドル = 11,220,000ドル

(ii) 1972年度　積立金運用額

71暦年度売渡し量（7～12月）

39,000トン（玄米）

72暦年売渡し量（1～6月）

28,000トン（玄米）

計 67,000トン × 170ドル = 11,390,000ドル

計 133,000トン（玄米）

22,610,000ドル

別添：総理府沖縄北方対策庁資料

琉球政府に対する米穀の売渡しに関する資料（対外務省資料）

45.7.9
振光課

1. 年別売渡計画

1970年	30,000トン	（精米ベース）
1971年	65,000トン	（　〃　）
1972年	25,000トン	（　〃　、但し復帰時点とは無関係）
計	120,000トン	

2. 琉球政府による運用計画（年度別、資金量別）　玄米ベース

(1) 1970年度は17,500トンの売渡しを受けたが、その資金は71年度において運用することとなった。

(2) 玄米トンきりの売渡価格は、売渡米穀の年産別による歩留りの差及び沖縄における流通経費、消費者価格、課徴金等によって変動するが、1970年における売渡実績等を勘案し、トンきり170ドルとして計算すると次のとおりとなる。

総理府

ア　1971年度　積立金運用額

70ノ年 売渡し量 (1～12月)　33,000トン(玄米)
71 〃 〃 (1～6月)　33,000トン(玄米)
} 計 66,000トン × 170ドル = 11,220,000ドル

イ　1972年度　積立金運用額

71ノ年 売渡し量 (7～12月)　39,000トン(玄米)
72 〃 〃 (1～6月)　28,000トン(〃)
} 計 67,000 × 170ドル = 11,390,000ドル

計 133,000 (玄米)　22,610,000ドル

3　資金別貸付計画

年度区分 / 資金の種類	総額 ドル	1971年度 金額 ドル	1971年度 積算内訳等	1972年度 金額 ドル	1972年度 積算内訳等
1 農業の生産基盤等					
(1) 土地改良資金	3,544,800	2,000,000	畑地かんがい圃場整備(2年計画)	1,544,800	
		748,000	ア 城辺町反利 180 ha	426,000	前年度事業の継続
		665,000	イ 糸満町喜屋武 150 ha	482,000	
		587,000	ウ 伊江村西部 200 ha	636,800	
			計 430 ha		

総理府

年度区分 / 資金の種類	総額 ドル	1971年度 金額 ドル	1971年度 積算内容等	1972年度 金額 ドル	1972年度 積算内容等
(2) 農地取得資金	1,360,000	760,000	小作人の自己農家への転換 圧定規模拡大 (反当り300ドルとして約253ha)	600,000	左同 (反当り300ドルとして約200ha)
(3) 畜産振興資金	2,597,935	125,500	ア 牧野施設 (融資率80%)	43,593	ア 左同
		324,500	イ 草地改良 (〃) 945ha	59,760	イ 左同 166ha
				1,500,000	ウ 食肉センター設置
		76,426	ウ 養豚団地 (1ヶ所)	152,852	エ 養豚団地 (2ヶ所)
		265,304	エ 養鶏団地 採卵鶏 2ヶ所 ブロイラー 2ヶ所		
2. 糖業合理化資金	9,007,605	3,963,150		5,044,455	
			ア 合併計画 定古群島の3社を1社とする。		ア 合併計画 本島内の4社を1社とする。
			イ 設備資金肩替り 3,479,190 ドル (設備資金7%以上のもの、85%融資)		イ 左同 3,006,255
			ウ 資本金肩替り 141,050 (正味資本の30%)		ウ 左同 1,273,510
			エ 退職金所要資金 342,910		エ 左同 264,690

総理府

年度区分 / 資金の種類	総額 ドル	1971年度 金額 ドル	1971年度 積算内訳等	1972年度 金額 ドル	1972年度 積算内訳等
3 パイン産業合理化資金	3,052,036	1,988,897		1,063,139	
			ア 合併統合計画 71社23工場のうち11社8工場を廃止し、10社15工場とする。		ア 合併統合計画 10社15工場のうち5社2工場を廃止し、5社13工場とする。
			イ 施設更新資金 1,380,046 ドル		イ 左同 668,227 ドル
			ウ 設備資金の肩替り融資 328,351		ウ 左同 187,062
			エ 近代化設備資金 280,500		エ 左同 207,850
			シュース施設 243,500		左同 121,750
			レトリカ設備 —		左同 49,100
			飼料化設備 37,000		左同 37,000
4 水産業合理化資金	13,092,624	1,666,223		1,381,401	
			○合併計画 36企業体69隻のまぐろ漁業企業体を13の企業体に合併する。		
(1) まぐろ漁業合理化資金	2,578,814	1,429,603	○ 18社を合併して6社とする。 (7%以上の借入金の70%肩替り)	1,199,211	○ 12社を合併して7社とする。 (左同)
(2) まぐろ漁船設備近代化資金	381,500	190,750	○ 5隻についての冷凍機換装(70%融資)	190,750	○ 左同
(3) くり船漁業者の漁船建造	257,310	45,870	○ くり船漁業者が和船を建造する資金 (5トン×300ドル×3隻)	41,440	左同 (5トン×300ドル×3隻)
合計	22,610,000	11,220,000		11,390,000	

総理府

4　資金の種類の概要説明

(1) 土地改良

ア　伊江村西部

本地区は、さんご石灰岩を母岩とした洪積台地で、全般的に起伏がゆるやかで、土壌はさんご石灰岩が風化堆積して生成された保水力の乏しい土壌である。

事業としては滑走路から流出してくる雨水を滑走路南端の凹地に貯え、畑地かんがい施設を行ない人工的に水利による生育条件をコントロールし、旱魃年における被害を防止するとともに農道を整備し、区画を整理し、換地を行なうことにより、大型農業機械を導入し反当収量の増大を図る。

（施行後の1haあたり純益　410ドル　―　甘蔗）

イ　城辺町友利

本地区は、標高40～100mの緩傾斜をなしており局部的には傾斜の急なところもあるが、全体的に南北に傾斜している。土壌は隆起さんご石灰岩を母岩とした発達した赤褐色テラライト性土壌で保水力に乏しい常習干ばつ地帯である。

事業としては天川水源（湧水量　5m³/min）より地区内高所の配水槽に揚水し、そこで加圧し、大型散水器により畑地かんがいを中心とした圃場整備事業等をかまう。

（施行後の1haあたり純益　450ドル　―　甘蔗）

ウ　糸満町喜屋武

本地区は洪積台地で比較的平坦であるが河川がなく異常豪雨時を除いては地表水がみられない。

上壌は隆起さんご石灰岩上壌の非固結水成岩を母岩として発達した赤褐色ラテライト性上壌で保水力に乏しい。かんがい施設がないため、地下水が豊富でありながら湧水が海に放流している。そのため事業としては貯水池、揚水施設、送水管等を設けるかんがいをわない土地の基盤を整備する。
（施行後の1ha当りの純益 948ドル ― 甘蔗、人参、葉煙草）

(2) 農地取得資金

沖縄の至当規模別農家戸数は下表のとおりで平均0.7haであり、農業振興上土地基盤整備を図るとともに農家の至当規模を拡大する必要がある。

区分＼規模別	5～10a	10～30a	30～50	50～70	70～100	100～以上	計	備考
戸数	6.567	19.505	13.705	9.023	8.683	14.072	71.555	耕地面積 50.627（1964 農センサ）／農家戸数 71.555 ≒ 0.7ha
%	9.2	27.3	19.2	12.6	12.1	19.6	100.0	

(3) 畜産振興資金

ア 牧野施設整備及び草地改良

全域に分布する牧野面積は4.389ha（44.47%）（1970年1月現在）で4.206頭の肉用牛が放牧されているが、牧野施設（基本施設及び利用施設）の整備が遅れているため、良質の粗飼料源に乏しく、飼育頭数も少く牧場の生産性が低い。

そのため、牧柵、薬浴施設、給水施設等の牧場施設を整備し、一方自然草から適地牧草（南方系のネピアグラス等）をもって草地を改良する必要がある。

イ 食肉センター

沖縄における肉畜の取引きは、家畜商又は、と家業者が肉畜生産農家の庭先において相対取引でわなわれており

と畜業者（家畜商と兼務している場合が多い）によって集荷された肉畜は、と畜場（備内にある繋留所に1～2日間繋留された後同一と畜業者によってと殺解体され、更に解体された枝肉は精肉として同一のと畜業者かその家族によって市販されている。要するに食肉の流通は主としてと畜業者によって肉畜の集荷、と殺解体、精肉販売まで実施されている。

このような前近代的な流通機構を改革するため、「食肉の流通の合理化と肉畜の価格安定を目的とし、畜産加工食肉の委託を受け、と畜解体、食肉の販売、冷蔵、冷凍、保管、輸送を行う」食肉センター（公社方式を予定）

を設置することとする。

このセンターによる取引方式を図示すると次のとおり。

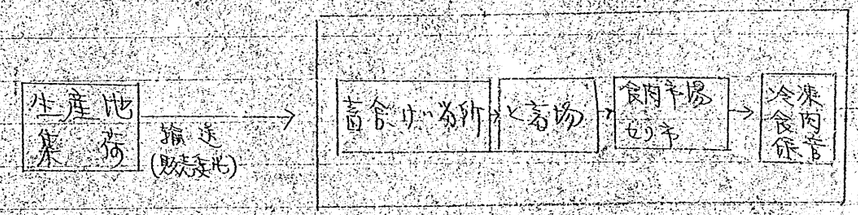

（食肉センター）

備考 1. 1日当りのと殺能力　豚 500～700頭、肉牛 40頭
2. 所要資金　1,500千ドル（敷地 5000坪 250千ドル、建物 1200坪 550千ドル、設備機械 700千ドル）
3. 設置場所　本島南部（予定）

(4) 養豚団地

沖縄における養豚飼育形態は1～9頭飼育が全体の90.9%、10～19頭飼育が5.6%、20～49頭飼育が2.3%、50頭以上が1.2%となっており、零細飼育が主体となっている。

一方大部分の養豚農家は、農家の敷地内での4～5頭飼育が多く、非衛生的であり、ふん尿処理の面から公害問題が発生している。

これを解決するため、特定の地域に養豚団地をつくり、協同組織による施設、設備を充実し、労働、諸経費の節約を図ることとする。

団地はおっむね1集団40戸の農家とし、1農家当り100頭、計4,000頭の飼養規模を目標とする。

(5) 養鶏団地

近年マレック病、ニューカッスル病、その他の鶏病等による育成率の低下が目立ち、養鶏経営上雛の健全育成を図る必要があるので、健全な採卵補充鶏の安定供給を図るための養鶏組合による育雛団地（参加農家60戸、月産5,000雛）の建設、及びブロイラー生産の合理化を図るため、飼養技術の改善、生産コストの低減を目的とした農業生産法人（6人の農家の参加）によるブロイラーモデル生産団地（団地月産出荷12,000羽、敷地6,000坪）を建設するものである。

(6) 糖業合理化資金（作成済資料の方を除く。）

企業合併等合理化の対象となる企業の主要指標

ア 設備資金の借入金残高　16,295,980ドル
（うち金利7%以上の借入金　8,828,280ドル）
イ 資本金の総額　4,715,291ドル
ウ 従業員数　888名（退職所要引金 1,107,600ドル）

(7) パインアップル産業合理化資金（作成済資料の分を除く）
68/69年期の製造原価 3/3 1case当り 7ドル760，合併後の予想原価 6ドル964

(8) 水産業合理化資金（作成済資料の分を除く）
ア まぐろ漁業者の市中銀行借入額 3,684,020ドル
イ くり船漁船の数 約2,500隻

5. 1971年における米穀需給計画

（単位 精米 トン）

区分	1971 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
前月からの繰越量	16.412	12.829	9.335	12.287	11.058	17.820	16.591	16.637	16.662	16.698	16.733	16.769	
米上産米の輸入	2.500	2500	6.000	6.000	6.000	6.000	6.000	6.000	6.000	6.000	6.000	6.000	65.000
外国産米の輸入			4.000		8.000								12.000
島産米の供給	1.190	1.190	180				1.269	1.269	1.269	1.269	1.269	1.269	10.144
翌月への繰越量	12.829	9.335	12.287	11.058	17.820	16.591	16.637	16.662	16.698	16.733	16.769	16.809	
月間供給量	2228	2229	2228	2229	2228	2229	2228	2229	2228	2229	2228	2229	86.242

6. 米穀需給状況の推移

区分 / 年	外国産米穀 輸入	外国産米穀 販売	沖縄産	全消費量	1人当り年間消費量 kg	人口 人
1965	88.414	93.370	7.290	100.660	107.8	939.000
1966	82.647	83.064	8.104	91.168	96.2	948.000
1967	90.405	88.193	8.041	96.184	100.2	960.000
1968	22.182	22.937	9.565	82.502	89.9	922.000
1969	24.243	25.401	9.673	85.074	87.1	977.000

7. 外国産米穀国別輸入実績

(単位 精米トン)

国別＼年	1967	1968	1969
オーストラリア	23.895 ~~21.561~~	21.096	13.545
アメリカ	48.923 ~~48.923~~	54.297	55.852
タイ	2.948 ~~2.900~~	1.617	3.272
エジプト	4.578 ~~6.398~~		
フランス	8.350 ~~5.594~~		
アルゼンチン		172	
日本			2.074
ビルマ	1.711		
計	※ 90.405 ~~85.176~~	77.182	74.743

※ 上記6の輸入実績 90.405トンとの差 5.229トン
については目下調査中

備考 精米換算率は
本土米 90.69%
外国産 87.0%
沖縄産 88.5%
とする。

総理府

8　1971年において米穀売渡しね量を増量する理由

(1) 琉球政府に対する米穀の売渡しの目的は、まさに一般会計負担による援助、財政投融通計画による資金貸付けに次ぐ第3の援助手段としての資金の供給にある。

琉球政府の財政は、その旺盛な行政需要に対応する一方、米国政府援助の削減に伴い慢性的な資金不足と実質収支の赤字に悩まされており、更に、本土復帰にそなえて、諸般の格差是正のための莫大な資本投下の必要にせまられている。このように財源不足と資金需要の増加のギャップを充める有力な手段が米穀資金の増額にほかならない。

(2) 糖業、パインアップル産業並びにまぐろ漁業の合理化対策としての設備資金の肩替り融資は、本質的に一般会計による補助又は財政計画(65%金利)融資になじまない融資事業である。しかも本土復帰後はこの米穀資金の新規の造成は望めないので、どうしても復帰前に肩替り融資を終えなければならない。そのためには復帰の年である72年の米穀の売渡しに巨大な量を期待するのは計画遂行上危険があるので、資金需要の大宗を肩替り資金が占めていることもあり、なるべく大量の米穀を売渡しておく必要がある。

(3) 米穀は日本人にとって主食であり、食味の観点からも、等質のものを安定的に供給する必要がある。しかし沖縄が復帰したならば、本土の制度上、外国産米穀を輸入することは事実上あり得ないし、従って沖縄県民は、その日から以降すべて本土産米の供給を受けることになる。食味の急激な変動をさけるためにも、今から本土産米を県民に対し、供給が途切れることなく、安定的に(需要のある限り)供給する必要がある。

総理府

沖縄における米穀の輸入価格について

45.7.15
振興課

1. 輸入価格実績　（精米トンあり－C&F価格）

	1969年度	1970年度
本土米		195ドル23
加州米	202ドル59	202.59
豪州米	195.36	193.33

備考　精米価格の換算歩留は、本土米90.69%、加州・豪州米は87%

2. 1971年度 コスト米価　（1970年6月「米穀審議会資料」より）

	本土産米穀	外国産米穀
C&F価格	175ドル58	169ドル60
倉入経費	6.70	4.99
精米費用	0.40	△2.73
とう精ヒ	3.00	3.00
副産物収入	△2.60	△5.73
玄米ベース	182.68	171.86
精米ベース	201.43	197.54
指定業者経費	31.57	35.46
一般管理費	23.45	23.35
売上利益	1.77	1.70
課徴金	6.35	10.41
流通経費	27.00	27.00
卸売	14.00	14.00
小売	13.00	13.00
合計	260.00	260.00

総理府

B-4 大阪和35コット－19号（100枚ぐりり）

沖縄における米穀の輸入価格について

45.7.15
振興課

1. 輸入価格実績　（精米トンあり ― C&F価格）

	GRI会計年度 1969年度	〃 1970年度
本土米		195ドル23 (3月・4月)
加州米	202.59ドル	202.59
豪州米	195.36	193.33

71　72

備考　精米価格の換算歩数は、本土米 90.69%　加州・豪州米は 87%

2. 1971年度 コスト米価　（1970年6月「米穀審議会資料」より）

✓ 鹿島 85

	原米 本土産米穀	外国産米穀
C&F価格 1970	✓ 175ドル58	169ドル60
倉入経費	6.70	4.99
精米費用	✓ 0.40	✓ △2.73
とう精ヒ	3.00	3.00
副産物収入	✓ △2.60	✓ △5.73
✓ 玄米ベース	― 182.68	171.86
✓ 精米ベース	― 201.43	197.54
指定業者経費	31.57	35.46
一般管理費	23.45	23.35
売上利益	1.77	1.70
課徴金	✓ 6.35	10.41
流通経費	27.00	27.00
卸売	14.00	14.00
小売	13.00	13.00
✓ 合計	260.00	260.00

総理府

B-4 大阪和2Sコッピー19号（100枚天のり）

消費者価格

極秘
無期限
部の内
号

次官
安川実務官
至急局
総務参事官
大洋州課長
専門機関課長
産協二課長
政策課長
経済第二課長
国際貿易課長
北米第二課長
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

本土米の沖縄むけ
供与計画（対米申し入れ）

BG 45. 7. 27
米北一

1. 27日午後 大河原参事官は、在京米大使館エドモンド公使の来訪を求め、本件に関し、別添「対米申し入れ要領」に基づき、日本政府は71暦年において、65,000トン（精米ベース）を供与することとしたいので、右を米側へ通報する次第である旨述べた。（先方ダウト書記官当方仮称同席）

2. これに対し、エドモンド公使は、日本政府の右通報を多とすると述べたのち、本件に

7/17日付

豪、米大、沖縄へ公信 27/7

GA-5 外務省

1755

2

関し3点コメントしたいとして、次のとおり述べた。

(1) 米国は日本政府の対沖縄援助を大いに多として ~~いるのであり、復帰~~ おり、本件供与計画の促進をディスカッジすることにより、米国は復帰を控えて ~~米国は~~ 最早沖縄の発展に関心を抱いていないが如き印象は毛頭与えたくないと思っているが、米の問題をめぐっては、米側においてもPL480による援助の方がより容易であるという事情もあり、normal かつ traditional な marketing が守られるべきものと思われ、日本政府もこの点について配慮してもらいたい。~~よいのではないか~~

(2) 自分の得ている情報では、GRIの

GA-6 外務省

経済開発のスピード ~~進捗状況~~ は必ずしも日本側の説明する程の資金を消化しきれないものと認められ、現状どおり3万トンの供与量で十分であるとさえ考えられる。日本側の説明するGRIの資金運用計画はUSCARと具体的につめたものではなかろうとの印象をうける。~~とは認められない~~

協議の上決定さるべきものと考えるし、相手ったところではGRI内部でも

(3) この点については、informallyに申しあげる次第であるが、沖縄復帰を控えての日本側の姿勢は未側をuneasyにしており、本土未供与問題にしても、復帰すれば沖縄に対しこの様な特別の援助をすることが出来るのに、何故復帰前の現時点において大量な供与計画を組まなければならないのか理解に苦しんでいる。

3. 先方は、以上のコメントの後、ともかく本件通報をワシントンへ転達するも、ワシントンの反応は極めてunhappyなものであろうと推察すると述べたが、さらに、個人的提案として、71暦年供与額を現状より多くするとの提案をpostponeしてもらうのが一番よいと述べた。

4. これに対し、当方より、(1)復帰後は沖縄は1ツ~~各界~~となり~~並みとなり~~、本土の法律が適用されることとなり、~~本件の如き特別の援助は法的に出来ない~~、(2)、また、復帰が原則的に合意された以上、PL480の如き債務が沖縄政府に累積するのは、日本政府としては認めがたく、この点は昨年の交渉時、~~好ましくなく、この状況は本年も昨年と同様である~~(3)沖縄の本土との経済くらべ一歩はっきりしてある。

開発格差を単期間内に効果的に是正するために、この種無利子長期の援助が必要である。

(4) 資金運用計画について GRIが USCAR とつめているとは思われないが、資金計画は単に机上のペーパーだけでなく、かなり綿密かつ具体的にねったものである等の説明を加え、米側コメントを反論した。

5. 先方はさらに、資金運用計画にもられている1部は日政援助の対象プロジェクトでもあるやの印象を受けるが、若しそうであれば、本件は日本協議委員会にて協議さるべき問題であると考える旨述べたので、当方より、同委員会の援助計画は日本政府の一般会計及財政投資計画資金から支出される援助についてであり、本件はあくまでも本土米の

供与であることに注目せられたい旨述べ反論した。

6. 先方より、65.000トンの供与は沖縄市場の2/3を占めるものであり、昨年のそれと比較すると極めてふえているとの印象をうけるが、何れにしても本国政府へとりつぎ反応あり次第御連絡すべしと述べ辞去した。

秘密表示（朱印）
極秘
無用限
部の内
号

あて先別
付属校査渡し

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	3	1	#4
付属			

発送日
処理日 昭和45年8月3日
発信 タイプ 校査 7

文書課長 橋

公信案 分類

公信番号 米北1合 第 2937 号
公信日付 昭和45年7月31日

~~大臣~~
~~政務次官~~
~~事務次官~~
~~外務審議官~~
~~外務審議官~~
~~官房長~~

主管
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

起案 昭和45年7月29日
起案者 石河 電話番号 446

協議先
大洋州課長

受信者
在 米 下田 大使 3-1
豪 斉藤 〃 3-2
沖縄 高瀬 〃 3-3

発信者
愛知 大臣

等送付先

（希望発送日）
月 日

件名
対沖縄本土米供与計画
（対米申し入れ）

GA-2 外務省 174 回覧番号 1773

＊ 秘密標準（赤色）

米北1合第2937号
昭和45年7月31日

外務大臣

（件名）
対沖縄本土米供与計画（対米申し入れ）

引用公・電信日付・番号 往電米北1合第3536号

1971歴年における対沖縄本土米供与計画についての下記~~を~~資料を別添の通り参考までに送付する。

記

1. 対米申し入れ要領、（7月17日付）

※ 付属添付 ☑ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

（※印は文書課記入）

GA-2-1 外務省

2

2. 対米申し入れ (7月27日付)

本信送付先 米, 豪, 沖縄復帰準備委員会 日本国政府代表

GA-4 外務省

(回覧番号 175) 外務省電信案 (分類)

電信課長

機密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘 無期限 部の内号

符号表示 暗 略 平

※ 総第 28 142-2 号

※ 第 3536 号

※昭和 年 月 日 時 分発 45 7 28 20 41

大至急・至急・普通・LTF

※ 発電係 2

YYYYY

(※印欄内は電信課記入)

大臣 7 昭

~~政務次官~~

事務次官

法眼外務審議官

宮川外務審議官

官房長

主管 アメリカ局長

参事官

北米才一課長

主管局部課(室)名 米北一

起案 昭和 45 年 7 月 28 日

起案者 佐藤 電話番号 445

協議先

総務参事官

国際機関第一課長

北米才二課長

専門機関課長

大洋州課長

政策課長

米下田 大使 臨時代理大使

在 沖縄高瀬 総領事 代理 あて 愛知 大臣発

電報 在 大使 総領事 臨時代理大使 代理 あて

件名 本土米の対沖縄供与(対米申し入れ)

(1)

1. 27日アメリカ局大河原参事官は在京米大使館エドモンド公使の来訪を求め、日本政府は71暦年において本土米 65,000トン(精米ベース。玄米ベースでは72,000トン)を本土港渡し トン当り170米ドルで供与したいと考えているので、右を通報する

(昭和四二・七・一 改正)

GB-1

旨を述べた。

(2) これに対し先方は、(イ) 米政府は日本政府の対沖縄援助を多とするも、米側としてもPL480による援助もあることなど、これまで維持されてきた市場の混乱をまねくことも歓迎するところでない。(ロ) GRIの至情開発計画のテンポは本件供与計画によって使用可能となる資金をすべて消化しきれるほど早いものとは思われない。(ハ) 復帰が実現すれば日本政府は沖縄に対し自由に特別の措置を講じ得るではないか、日本政府の提案は受諾することは出来ないと強く述べた。

(3) 当方よりさらに、GRIは外国産米の輸入のすべてを本土米に振りかけたいと考えているが、日本政府としては従来からの市場のパターンをも考慮の上本件提案をしている次第であり、71暦年において

たく増量するとの提案は差しかえてもらえまいかとのべ、本来71暦年においても70暦年レヴェルと同様とされ従来を

65,000トンの供与量が確保されることが復帰に備えて本土と沖縄との間の至情開発上の格差を効果的に是正し得る数少い方策の1つである等々累々説明し、先方の前記コメントを反論した。

(4) 先方は、本件日本側考えを直ちに本国政府に転達するが、ワシントンの反応は極めてunhappyなものであろうと推察する、何れにしても本国政府の反応あり次第御連絡することとしたい旨述べ辞去した。(会談録別途発送する。)

2. 本件については、昨年の交渉経緯にも徴するに米側は相当の難色を示し越すものと予測されるが、日本側としては沖縄における農業、農産業、漁業の開発促進のための資金確保を計る必要があるので71暦年分についても出来るだけ前記量の供与を実現したいと考えている。以上

4

3. ついては、委細会談録にて御了知の上、貴大使におかれても本件実現方につき側面的に促進あり度い。

→ 有之する

本電あて気：米、沖縄、

GB-3　外務省

(回覧番号 2050) 外務省電信案 (分類)

電信課長

漢

機密表示 極秘・秘 無期限 部の内号

符号表示 (暗) 略 平

※ 総第 31 138 号

※ 第 1587 号

※昭和 年 月 日 時 分発 45.8.31 20.25

大至急・(至急)・普通・LTF

※ 発電係

大臣
~~政務次官~~
事務次官
~~法務~~外務審議官
~~安~~外務審議官
官房長

主管
アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

主管局部課(室)名 米北一

起案 昭和45年8月29日

起案者 佐藤 電話番号 445

協議先
国際貿易課長 9/9 (2コピー 2.2 (名.住宅3536)
(至清局 総務参事官 国際機関第一課長)
~~至協局 政策課長~~
(石河) 北米オ二課長 朝海 専門機関課長

在米 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理 あて 愛知 大臣発

(電報) 在沖縄 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理 あて

件名
本土米(マイ)の対沖縄供与(米政府回答)

往電合第3536号に関し、

1. 28日在京米大使館エドモンド公使は アメリカ局大河原参事官を来訪 本件日本政府の申し入れに対する米側の回答を次のとおり通報越した。

(1) 自分は本国政府の回答を何とか better fashion

119

写済

(昭和四二・七・一 改正)

GB-1

に述べたいと種々考えてみたが、結局先般日本政府の申し入れを受けた際自分が個人的意見として述べたことが~~宇証~~ endorse されたとお答えする以外にない。

(2) 米政府としては、FAOの勧告にもみられるとおり normal marketing をみだ~~す~~さざる様関係国が協議すべきであり、日本政府が~~昨年合意並みに~~ 71年供与計与量 についても70~~万~~年供与量並みとされることを希望する次第である

(3) 正直のところ、~~米~~カリフォルニアの農民からの圧力は強く、~~[illegible]~~ 65,000トンの日本側提案に対して議会筋からも強い反対を受けるべく、米国政府は右日本政府の提案は~~側を~~到底受諾しえない。

(4) 米国政府としてはこの種農産物の ~~輸出計画~~ concessional sale については関係国間の協議をもって決定されることが imperative であると考えており、日本政府として

も確立された国際慣行~~[illegible]~~を遵守されるよう再考をうながしたい。

(5) これに対し、大河原参事官より、(イ) 沖縄復帰の本土が決定されている現段階においては、昨年の本件交渉の場合とは異なり、右の様な慣行は特殊な状況にある沖縄にはそのままは適用さるべきものとは考えない。(ロ) 本土米供与による財政援助は沖縄における極めて数少い財政源であり、65,000トンの供与が実現しない場合には沖縄の経済発展計画に重大な影響を及ぼすべきこと、米側がこれ~~に~~の代りとなる如き財政援助を供与する見通しのない現実においては、本土米供与による財政援助が一層必要とされる、(ハ) 輸入利益を所得する琉球政府自身が本土米の供与を強く希望している等と説明し、65,000トンの供与はなんとしても実現したい~~と考えている旨~~強調したが、先方は譲歩の色を見せなかった。

(6) 先方はさらに日本側の説明による琉政側の援

助消化能力にはなお疑問の余地があり、~~場合によっては~~
~~日本政府~~ も国務省も
政府~~を含めて~~計画されている種々のプロジェクトにつきレ
ヴィューをしてみる必要もあり得べく、特に72年に入って
も指摘しており、大臣の上では
から供与量が大巾に減少している~~現在の計画に平な~~
が実際には
~~71年度~~
~~おしを加え~~、72年に~~大巾な~~供与量~~をふやすもいいと~~
入ってからの
やレラ
ないかと述
はもっとふえるのでは
~~とにはなら~~べたので、当方より右の意味は71年の供与
量をもう少し減少~~すれば~~ば米側も満足するということか
(レ72年は指摘之は)
と問うたところ、先方はそれは興味あるオブサベーション
である旨述べ、余計なことを云ってしまったとの面様
オモモチ
を示した。

(7) 大河原参事官よりさらに、65,000トンという数量は
山中大臣の要望を押し総理府事務当局が控え目
な数量として提案しているものであり、昨年並みという
米側提案は問題にならない旨強調し、~~約1時間~~
~~半にわたり~~ 懐疑応酬論ったが、~~結論~~ 代案は提示され
(先方より)

ず、とりあえずは米側提案を総理府にとりつぎやら
に会談することとされた。

(9) 日本側としては本土米供与計画に関する明年度予算措置
の時期もせまっており、~~緊々に~~ 近く米側と再度交渉する
所存であ
~~ことにしてい~~るが、貴~~国政府に対~~ 地におかれても国務省等関係
当局に対し、日本側立場を説明し(往信米北1本
2937号参照)、本件実現につき側面的に促進あり
たい。

7/31日付

沖縄へ転電した。

(了)

極秘
無期限
部の内号

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

専門機関課長
米北2長

対沖縄本土米供与計画について

9月14日 大河原アメリカ局参事官は在京米大使館

エドモンド公使を当省に招致し、本件につき会談せるところ要旨次のとおり。（当方 加藤北米1課

事務官、先方 ダットン書記官 同席）

1. 大河原参事官より、1971暦年において本土米65,000トン（精米ベース。以下同じ）、72暦年に25,000トンという当初の提案に代る新な提案として、1971暦年55,000トン、1972年35,000トンを供与するとの案を提示した。

2. ~~ところ~~ これに対し エドモンド公使は、右は interesting ではあるが、still very difficult な案で

米ち沖への電報起案中。

GA-6 外務省

2148

1. 日本側の案のままでは
2. 米子国においては政治問題化する惧れがある。

ある。次に述べるのは全く ad referendum の私案であるが、従来の日本側の意向を勘案してえたものであるので、御検討をお願いしたし

として、

1971年 30,000トン
1972年前半 20,000トン
（この分は delivery）
1972年後半 40,000トン
（この分は1972年前半までに契約を結んでおくこととする。）

なる案を提示した。

3. 大河原参事官より、上記米側提案については
わが方は受諾出来ない。
~~自分は悲観的である。~~ そもそも日本側案は、
(イ) 沖縄は緊急に資金を必要としている事実、
および (ロ) 沖縄の倉庫の収容能力には限界がある事実、を勘案して作成されたものである。

GA-6 外務省

(イ)については、最近「農林漁業資金融通法」「農林漁業資金融通特別会計法」が

琉球立法院を通過して署名・公布され、また「農林漁業資金融通特別会計予算」も

成立したところ、かかる法案によれば、施政権返還の期日までに、少なくとも沖縄経済

開発計画のための資金の GRIに対する funding が

終了している必要がある。(換言すれば返還

期日までに上記資金がGRIの帳簿に記載されていることが少なくとも必要である。)

然るところ、米側案による場合は、返還期日までに 1970年分を含め 8 60.000トンの本土米相当の資金

がGRIの手に入るにとどまることになり、かくては到底日本側の認めうるところではない。かつ

(ロ)については、~~60.000トンが~~ 2 ~~42%~~ 能力の(貯蔵)

点からみて72年においては復帰までの短期間に残りの3厘7毛が集中することは、~~限度であるので、かかる観点からも米側案~~ 問題

である旨指摘した。

4. エドモンド公使は、日本側の initial re-

action がそのようなものであることに率直にいって失望を感ずる。米側案は総供与量の維持を

はじめ、日本側の要求をほぼ全面的に容れたものであり、ただ delivery の時期を6ヶ月

遅らせただけのことである。1972年7月1日までに明確な契約を締結し、同年後半における

40.000トンの delivery を保障しておけば安心であり、arbitrary に決めた返還期日に

何故日本側がこれほどとらわれるのか理解しがたい旨述べ、なお以下はオフレコなりとして、

日本側の主張については自分(「エ」)自身余り、sympathetic には

なれない、況んや、ワシントンの関係者が日本側の

~~本~~ かかる 主張を理解することは期待しえないと

思う旨附言した。

5. これに対し大河原参事官は、返還後は

沖縄は一つの県となり、本件の如き特別の

援助を受けることは困難となるので、この点に

関する沖縄住民の強い関心にも鑑み、

~~1972年~~ 復帰時 ~~7月7日~~ までに ~~80,000~~ 120,000 トンの delivery

を完了しておく必要がある旨を述べて反論し

~~の上、なお~~ 相互に、対手側が本日提示

した案をそれぞれ総理府およびワシントン

に取りつぐべき旨を約し、会談を了した。

(註: 14日 対策予 尾谷振興課長に北米一課

担当方より要点 口頭にて 連絡済。)

秘 無期限

アメリカ局長 ア
参事官
北米第一課長

対沖縄本土米供与計画について
(琉球政対側の特別法の成立と公布)

45.9.14
米北一

1. 琉球政対立法院で審議中であった

積立金運用のための特別法の進捗

状況につき説明を求めていたところ、本日

(9月14日) 対策予振興課(桜井補佐)

より、次の通り電話による回答があった。

1. 融資の目的を明かにした「農林漁業

資金融通法」と特別会計を設ける

ための「農林漁業資金融通特別会計

法」は 8月11日 立法院を通過し

8月28日署名公布された。(付則により7月1日より適用される。)

2. 予算としては「農林漁業資金融通特別会計予算」が8月31日成立した。

3. 従って法律予算の両面で資金活用の条件が整ったので、現在企業(特にパルプ、製糖について)合併等の話し合いが進行中で合理化計画に対する企業側の動きが始まっている。企業合併の調整が整って始めて実際に個別的な融資が行われることとなるがその見通しは明るい。

(1) 1970年8月28日（金曜日）　公　報（号外）　(1961年1月6日第三種郵便物認可)　第87号

毎週三回（火、金、土）定期発行

公報

（号外）

第八十七号

二九七〇年

八月二十八日

目次 ページ

立法

○農林漁業資金融通法（立法第八十六号）　1

○火薬保安協会計法（立法第百十七号）　5

○水産物流通改善資金融通特別会計法（立法第百十八号）　7

○中小漁業振興特別会計法（立法第百十九号）　10

立法

立法院の議決した農林漁業資金融通法に署名し、ここに公布する。

二九七〇年八月二十六日

行政主席　屋良朝苗

立法第百十六号

琉球政府立法院は、ここにその決議を定める。

農林漁業資金融通法

（目的）

第一条　この立法は、農業、林業及び漁業を営む者に対し、農業、林業及び漁業の生産力の維持増進と経営合理化のつ利用の資金並びに農業及びパイン

業者の組織する法人をいい、「農業」とは、耕作、養蚕又は畜産の業務をいう。

2　農業を営む者の行なう農産物の加工の業務は、この立法の適用において農業とみなす。

3　この立法において「林業を営む者」とは、自ら林業を営む者又はこれらの業者の組織する法人をいい、「林業」とは、水産動植物の採捕若しくは養殖の業務をいう。

4　水産業協同組合法（二九六九年立法第九十五号）に基づき認可された協同組合又はその構成員の営む水産動植物の加工の業務は、この立法の適用において漁業とみなす。

5　この立法において「林業を営む者」とは、自ら林業を営む者をいい、「林業」とは、林木の育成の業務をいう。

6　この立法において「開拓者」とは、農地法第四条（二九五七年立法第百九号）第二項及び同法附則第二項に規定する者をいう。

7　この立法において「製糖業を営む者」とは、糖業振興法（二九五九年立法第百八十三号）第十二条の規定に基づき、行政主席の許可を受けて製糖業を営む者をいい、「製糖業」とは、甘蔗、てん菜又は糖類を原料として砂糖を製造する事業をいう。

8　この立法において「パイントップル産業の製造業を営む者」とは、パイントップル産業振興法（二九五九年立法第百八十五号）第十二条の規定に基づき、行政主席の許可を受けてパイントップル罐詰類を製造する者をいい、「パイントップル産業の製造業」とは、パイントップル罐詰類又はその他の容器に詰める事業をいう。

9　この立法において「中小漁業者」とは、中小漁業振興特別措置法（二九七〇年立法第百十五号）第二条第二項に規定する「特定漁業者」を営む者をいう。

（資金の貸付け）

第三条　政府は、第一条の目的を達成するため、毎年度予算の範囲内において、規則の定めるところにより、農業、林業、漁業、製糖業又はパインアップル罐詰類の製造業を営む者に対し、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

一　農地又は牧野（規則で定めるものに限る。）の改良、造成又は復旧に必要な資金
二　規則で定める永年性又は多年性植物の植栽又は育成に必要な資金
三　自立経営農家の育成に必要な資金
四　開拓者の営農改善に必要な資金
五　農業、林業又は漁業を営む者の共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金
六　造林に必要な資金
七　林道の改良、造成又は復旧に必要な資金
八　漁船の建造、改造、修理、取得又は漁船用設備（漁具を除く。）の取得に必要な資金
九　水産動植物の増養殖又は加工施設の改良、造成又は取得に必要な資金
十　沿岸漁業者の経営の改善に必要な資金
十一　中小漁業者の漁船設備の改良又は合併等に伴う合理化に必要な資金
十二　くり舟漁業者がくり舟以外の漁船を建造し又は取得するに必要な資金
十三　製糖又はパインアップル罐詰類の製造に伴う副産物を原料として建材、飼料又はアルコール等を製造する施設の造成に必要な資金
十四　製糖企業の合併（既に合併したものを含む。）に伴う合理化に必要な資金
十五　パインアップル罐詰類製造企業の合併又は営業の譲受けに伴う合理化に必要な資金
十六　牧野（第一号に規定する牧野を除く。）の改良、又は造成に必要な資金
十七　農地、採草放牧地又は未墾地の取得（農業経営規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化のための取得又は小作地若しくは小作採草放牧地につき耕作若しくは養畜の事業を行なう者が、その小作地若しくは小作採草放牧地を所有するための取得に限る。）に必要な資金
十八　畜産振興のための施設に必要な資金
十九　前各号に掲げるもののほか、行政主席が特に必要と認めて指定するものに必要な資金

（貸付けの条件）

第四条　前条の規定により貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）の貸付けの相手方、利率、償還期限及び据置期間は、別表の範囲内で規則で定める。

2　貸付金の償還は、規則の定める割賦償還の方法による。ただし、貸付けを受けた者（その者の包括承継人を含む。以下同じ。）は、貸付金について、いつでも繰上償還をすることができる。

3　政府は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金につき、一時償還を請求することができる。

一　貸付けを受けた者が償還金の支払を怠つたとき。
二　次条第一項の規定に違反したとき。
三　貸付金に係る物件が貸付けの際に定められた用途以外の用途に供されたとき。
四　事業推進の意欲を喪失したと認められるとき。
五　前各号に掲げる場合のほか、貸付けを受けた者が正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

4　貸付けを受けた者が災害その他特別な理由により元利金の支払が著しく困難となつた場合には、政府は、貸付条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更をすることができる。

（貸付金の使途の規制）

第五条　貸付けを受けた者は、貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならない。

2　政府は、貸付金が貸付けの目的以外の目的に使用されることを防止するため、必要に応じ貸付金をもつて行なう事業の施行者等に対して直接に貸付金を交付する等貸付金の交付に関し適切な措置をとることができる。

（業務の委託等）

第六条　政府は、中金、大衆金融公庫その他行政主席の指定する金融機関に対し、貸付けに関する申込みの受理及び審査、資金の貸付け、元利金の回収その他貸付け及び回収に関する業務を委託することができる。ただし、貸付けの決定については、行政主席がこれを行なう。

2　政府は、前項の規定により業務を委託しようとする場合においては、当該業務の委託を受ける者（以下「受託者」という。）の受託業務に関する準則を規則で定めなければならない。

3　政府は、第一項の規定により業務を委託した場合においては、受託者に対し、委託手数料を支払わなければならない。

4　受託者は、農林漁業中央金庫法（一九五二年立法第四十五号）第二十四条又は大衆金融公庫法（一九五四年立法第四十号）第十七条の規定にかかわらず、第一項の規定による業務及びこの立法に基づく資金の貸付けに係る債権につき、債務の保証をすることができる。

5　第一項の規定により業務の委託を受けた受託者たる金融機関の役員又は職員であつて当該委託業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の規定の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

（報告及び検査）

第七条　行政主席は、必要があると認めるときは、貸付けを受けた者若しくは受託者に対して報告させ、又は職員をして貸付けを受けた者若しくは受託者の業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、貸付けを受けた者に対しては、貸付金をもつて行なう事業の範囲内、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、あらかじめ関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第八条　貸付けを受けた者又は受託者の役員若しくは職員が前条の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、八十五ドル以下の罰金に処する。

（施行規則）

第九条　この立法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

1　この立法は、公布の日から施行し、一九七〇年七月一日から適用する。

2　農漁業資金融通法（一九五九年立法第百五十一号）及び漁船建造資金融通法（一九五七年立法第五十号）は、廃止する。

3　この立法施行前の前項に掲げる立法並びに改正前の糖業振興法、含密糖業合理化促進特別措置法（一九六七年立法第百十七号）及びパインアップル産業振興法（次項において「旧法」と総称する。）の規定に基づいて貸し付けた資金の貸付条件については、なお従前の例による。

4　この立法施行前にした旧法に基づく中金に対する業務の委託については、この立法に基づき委託したものとみなす。

5　この立法施行前に第二項に掲げる立法の規定に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6　糖業振興法の一部を次のように改正する。

第二十一条から第二十六条までを次のように改める。

（資金の貸付け）

第二十一条　政府は、この立法の目的を達成するため、農林漁業資金融通法（一九七〇年立法第百十六号）の定めるところにより、製糖業者、甘蔗及びてん菜の生産者に対し、資金を貸し付けることができる。

第二十二条から第二十六条まで　削除

第三十一条を次のように改める。

（立入検査）

第三十一条　行政主席は、この立法の目的を達成するため必要があると認めるときは、職員をして製糖業者又は砂糖輸出業者の事業所若しくは事務所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、あらかじめ関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十六条第二号を次のように改め、同条第三号中「第三十一条」の下に

「第一項」を加える。

二　前項

7　改正前の繭糸価格安定法の規定に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8　食品産業合理化促進特別措置法の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（資金の貸付け）

第四条　政府は、この立法の目的を達成するため、農林漁業資金融通法（一九七〇年立法第　号）の定めるところにより、食品産業関係事業者に対し、資金を貸し付けることができる。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

9　食品産業合理化促進特別措置法第五条の規定において準用する繭糸価格安定法第三十六条の規定に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10　ペイントアンツアル産業振興法の一部を次のように改正する。

第三十三条から第三十八条までを次のように改める。

（資金の貸付け）

第三十三条　政府は、この立法の目的を達成するため、農林漁業資金融通法（一九七〇年立法第百十六号）の定めるところにより、ペイントアンツアル産業の製造業を営む者及びペイントアンツアル産業に対し、資金を貸し付けることができる。

第三十四条から第三十八条まで　削除

11　第五十三条を削り、第五十三条中「前五条」を「前四条」に改め、同条を第五十二条とする。

12　改正前のペイントアンツアル産業振興法の規定に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表

貸付金の種類	貸付けの相手方	年利率	償還期間	据置期間
一　農地又は牧野（規則で定めるものに限る。）の改良、造成又は復旧に必要な資金	農業を営む者	五分	二十年	八年
二　規則で定める永年性又は多年生植物の植栽又は育成に必要な資金	農業を営む者	五分	二十年	五年
三　自立経営農家の育成に必要な資金	農業を営む者	五分	二十年	五年
四　開拓者の営農資本に必要な資金	農業を営む者（開拓者に限る。）	四分	十五年	二年
五　農業、林業又は漁業を営む者の共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金	農業を営む者　林業を営む者　漁業を営む者	五分	十五年	二年
六　造林に必要な資金	林業を営む者	五分	三十年	十年
七　林道の改良、造成又は復旧に必要な資金	林業を営む者	五分	十年	一年
八　取得漁船の建造、改造、修理、艤装（漁具を除く。）の取得に必要な資金	漁業を営む者	五分	十五年	一年
九　水産動植物の増殖又は加工施設の改良、造成又は取得に必要な資金	漁業を営む者	五分	二十年	四年
十　沿岸漁業の経営の改善に必要な資金	漁業を営む者	五分	十五年	二年
十一　中小漁業者の漁船設備の改良又は合併等に伴う合理化に必要な資金	漁業を営む者（中小漁業者に限る。）	五分	二十年	三年
十二　外の漁船を建造し又は取得するに必要な資金	漁業を営む者	五分	二十年	三年
十三　製粉又はペイントアンツアル置語類の製造に伴う副産物を原料として建材、飼料又はアルコール等を製造する施設の造成に必要な資金	製糖業を営む者　ペイントアンツアル置語類の製造業を営む者	五分	二十年	三年
十四　製糖企業の合併（既に合併したものを含む。）に伴う合理化に必要な資金	製糖業を営む者	五分	二十年	三年
十五　ペイントアンツアル置語類製造業の合併又は営業の譲受けに伴う合理化に必要な資金	ペイントアンツアル置語類の製造業を営む者	五分	二十年	三年
十六　政令（第一号に規定する政令をいう。以下この表において同じ。）で定める資金				
十七　農地、採草放牧地又は未墾地の賃借（農業経営規模の拡大、農地の集団化その他農地の合理化のための賃借を除く。）の改良又は造成に必要な資金	農業を営む者	五分	二十年	三年
十八　畜産農業のための施設に必要な資金	農業を営む者	五分	二十年	三年
十九　加工業者に賃貸するものは、行政官庁が特に必要と認める資金であつて政令で定めるものに必要な資金	農業を営む者　林業を営む者　漁業を営む者　製糖業を営む者　類のペイントアンツアル置語の製造業を営む者	五分	十五年	三年

立法第百十七号

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

一九七〇年八月二十八日

行政主席　屋良朝苗

立法院の議決した農林漁業金融措置特別会計法に署名し、ここに公布する。

○農林漁業資金融通特別会計法

（設置）

第一条　農林漁業資金融通法（一九七〇年立法第百十六号。以下「法」という。）による貸付けに関する政府の経理を明確にするため、一般会計と区分して特別会計を設置する。

（管理）

第二条　この会計は、行政主席が、法令の定めるところに従い、管理する。

（勘定区分）

第三条　この会計は、農林漁業勘定及び本土産米穀資金勘定（以下「各勘定」という。）に区分する。

（資本）

第四条　農林漁業勘定においては、第五条第一項に規定する産業投資特別会計からの繰入金並びに一九七〇年六月三十日における農漁業資金融通特別会計、糖業資金融通特別会計、パインアップル産業資金融通特別会計及び漁船建造資金融通特別会計（以下「各特別会計」という。）の資本に相当する金額の合計額をもつて資本とする。

（農林漁業勘定の歳入及び歳出）

第五条　農林漁業勘定においては、産業投資特別会計からの繰入金、第十三条第一項の規定による借入金、貸付金の償還金及び利子並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、法第三条第一号から第十号まで及び第十九号の貸付金、第十三条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、事務取扱費並びにその他の諸費をもつてその歳出とする。

2　前項に規定する産業投資特別会計からの繰入金は、農林漁業勘定の資本に充てるため、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

（本土産米穀資金勘定の歳入及び歳出）

第六条　本土産米穀資金勘定においては、第十三条第二項の規定による借入金、貸付金の償還金及び利子並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、法第三条第十一号から第十八号までの貸付金、第十三条第二項の規定による借入金の償還金及び利子、事務取扱費並びにその他の諸費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予算の区分）

第七条　この会計の歳入歳出予算は、各勘定に区分し、各勘定において歳入の性質及び歳出の目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び送付）

第八条　行政主席は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、立法院に送付しなければならない。

2　前項の予算には、次の各号に掲げる書類を添附しなければならない。

一　歳入歳出予算明細書

二　前前年度の貸借対照表及び損益計算書

三　前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

四　前年度及び当該年度の貸付計画表並びに借入金を予定する年度にあつては、その借入れ及び償還の計画表

（損益の処理）

第九条　各勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを当該勘定の積立金に組み入れて整理し、損失を生じたときは、積立金を減額してこれを整理するものとする。

2　前項の場合において、損益計算上生じた損失の額が積立金の額を超過するときは、その超過額は、当該勘定の損失の繰越しとして整理するものとする。

（剰余金の繰入れ）

第十条　各勘定において、毎会計年度の決算上剰余金が生じたときは、当該剰余金を勘定別に翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び送付）

第十一条　行政主席は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、立法院に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決算明細書並びに当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（余裕金の預託）

第十二条　各勘定において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

（借入金）

第十三条　農林漁業勘定において、貸付けの財源に充てるため必要があるときは、この勘定の負担において、資金運用部又は産業投資特別会計から借入金をすることができる。

2　本土産米穀資金勘定においては、貸付けの財源に充てるため、この勘定の負担において、本土産米穀資金特別会計から借入金をするものとする。

3　前二項に規定する借入金の限度額については、予算をもつて立法院の議決を経なければならない。

（支出残額の繰越し）

第十四条　各勘定において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　行政主席は、前項の規定による繰越しをしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3　第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法（一九五四年立法第五十五号）第二十七条第一項の規定による予算の通知があつたものとみなす。

（借入限度の繰越し）

第十五条　各勘定において、借入金の借入れについて立法院の議決を経た金額のうち、当該年度において借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の範囲内で、翌年度において、第十三条第一項及び第二項の規定による借入金をすることができる。

（資金の交付）

第十六条　政府は、法第六条第一項の規定により、農林漁業中央金庫、大衆金融公庫その他行政主席の指定する金融機関に対し、貸付けに関する業務を委託した場合においては、貸付けに必要な資金を交付する。

（施行規則）

第十七条　この立法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

1　この立法は、法の施行の日から施行し、一九七〇年七月一日から適用する。

2　農漁業資金融通特別会計法（一九五九年立法第百七十号）、糖業資金融通特別会計法（一九五九年立法第百八十四号）、パインアップル産業資金融通特別会計法（一九五九年立法第百八十六号）及び漁船建造資金融通特別会計法（一九五七年立法第五十一号）は、廃止する。

3　一九七〇年六月三十日における各特別会計に属する資産及び負債は、一九七〇年七月一日において、この会計の農林漁業勘定に属するものとみなす。

4　前項に掲げる各特別会計の一九七〇年度の歳入歳出決算は、なお従前の例によるものとする。

5　財政法第三十六条第二項の規定により一九七一年度の暫定予算が失効することとなつた場合には、糖業資金融通特別会計に係る当該暫定予算に基づいてなした支出又は債務の負担は、同年度のこの会計の農林漁業勘定の予算に基づいてなしたものとみなす。

6　この立法施行の日の前日までに収入した一九七一年度分の各特別会計の歳入は、この会計の農林漁業勘定の歳入とみなす。

7　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する立法（一九六一年立法第五十四号）の一部を次のように改める。

第一条第一項中「漁船建造資金融通特別会計、」を「農林漁業資金融通特別会計、」に改める。

立法の議決した失業保険特別会計法に署名し、ここに公布する。

一九七〇年八月二十八日　　行政主席　屋良朝苗

立法第百十八号

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

失業保険特別会計法

（設置）

第一条　失業保険法（一九五八年立法第五号）による失業保険事業を経営するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条　この会計は、行政主席が、法令の定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条　この会計においては、保険料、一般会計、郵政事業特別会計及び積立金からの受入金、借入金、日本本土居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（一九六七年立法第十七号。以下「失業保険特別措置法」という。）第四条第五項に規定する日本政府からの受入金、積立金及びこの会計において支払上余裕のある現金（以下「余裕金」という。）の運用による収入並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、保険給付費、保険施設費、借入金の償還金及び利子、失業保険特別措置法第三条第二項に規定する日本政府への交付金、同法第四条第二項に規定する本土失業保険法相当給付費及び本土船

員保険法相当給付費並びに業務取扱費（本土失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用及び本土船員保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を含む。）その他の諸費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予算の区分）

第四条　この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び送付）

第五条　行政主席は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、立法院に送付しなければならない。

2　前項の予算には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一　歳入歳出予算明細書

二　前前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前前年度末における積立金明細表

三　前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

（借入金）

第六条　この会計において、保険給付費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担で借入金をすることができる。

2　前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて立法院の議決を経なければならない。

（余裕金及び積立金の運用）

第七条　この会計の余裕金及び積立金は、次に掲げる方法により運用することができる。

一　資金運用部への預託

二　労働金庫法（一九六五年立法第五十九号）の規定による労働金庫（以下「労働金庫」という。）への預金

2　前項第二号の規定により運用する場合においては、行政主席と労働金庫との契約による利率の利子を附するものとする。

（積立金及び政府余裕金の繰替使用）

第八条　この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の積立金又は他の政府余裕金を繰替使用することができる。

2　前項の規定による繰替金は、当該年度内に償還しなければならない。

（決算の作成及び送付）

第九条　行政主席は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、立法院に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一　歳入歳出決算明細書

二　当該年度の損益計算書及び貸借対照表

三　当該年度末における積立金明細表及び債務に関する計算書

（決算上の過不足）

第十条　この会計において決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。

2　この会計において、決算上不足を生じたときは、積立金からこれを補てんする。

（積立金の歳入繰入れ）

第十一条　この会計の積立金は、保険給付及び保険施設の財源に充てるため必要がある場合には、予算の定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

（一般会計からの受入金の過不足の場合の措置）

第十二条　この会計において、一般会計から受け入れた金額が、当該年度における失業保険法第三十七条第一項及び第二項の規定による政府負担金の金額を超過し、又は不足する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同条の規定による政府負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお余りがあるときは、翌々年度までに一般会計に返還し、当該不足額は、翌々年度までに一般会計から補てんするものとする。

（支出未済額の繰越し）

第十三条　この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に越り越して使用することができる。

2　前項の規定による繰越しは、財政法（一九五四年立法第五十五条）第三十九条の規定による行政主席の承認を得ることを要しない。

3　行政主席は、第一項の規定による繰越しをしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

4　第一項の規定により繰越しをしたときは、当該経費については、財政法第二十七条第一項の規定による予算の通知があつたものとみなす。

（施行規則）

第十四条　この立法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

1　この立法は、一九七〇年九月一日から施行し、一九七一年度の予算から適用する。ただし、この立法の施行の日の前日までの間における失業保険事業に係る業務の取扱いに要する経費については、社会保険特別会計の業務勘定において経理するものとする。

2　社会保険特別会計の一九七一年度予算における失業保険勘定の歳入歳出予算は、この会計の同年度の歳入歳出予算となるものとする。

3　一九七一年度において、この立法の施行の日の前日までに社会保険特別会計の失業保険勘定において支出し又は債務を負担したもの（他勘定への繰入金を除く。）は、同年度のこの会計の予算に基づいてしたものとみなす。

4　この立法の施行の日の前日までに収入した一九七一年度分の社会保険特別会計の失業保険勘定の歳入（他勘定への繰入金に相当する額を除く。）は、同年度のこの会計の歳入とみなす。

5　一九七〇年度の社会保険特別会計の失業保険勘定の歳出予算に係る経費で翌年度に繰越しを必要とするものは、この会計に繰り越して使用することができる。

6　この立法の施行の際における改正前の社会保険特別会計法（一九六六年立法第五十二号。以下「旧法」という。）第十二条第一項の規定により失業保険勘定の積立金として積み立てるべき金額は、この会計の積立金として積み立てるものとする。

7　この立法の施行の際における社会保険特別会計の失業保険勘定に属する権利義務は、この会計に帰属するものとする。

8　旧法第十三条第一項ただし書の規定により社会保険特別会計の失業保険勘定の歳入に繰り入れるべき金額及び同法第十八条第二号の規定により一般会計から社会保険特別会計の失業保険勘定に繰り入れるべき金額は、この会計の歳入に繰り入れるものとする。

9　社会保険特別会計に属していた行政財産、普通財産及び物品で失業保険事業に係るものは、この会計に帰属するものとする。

10　社会保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条中「失業保険事業、」を削る。

第三条中「失業保険勘定、」を削る。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第八条中「失業保険法第三十七条第三項、」、「第四条の規定により失業保険事業の事務の執行に要する費用に充てるための失業保険勘定からの受入金、失業保険特別措置法第四条第五項に規定する日本政府からの受入金（本土失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用及び本土船員保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用に係るものに限る。）、」及び「、失業保険特別措置法第三条第一項に規定する日本政府への交付金（失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第九条中「前八条」を「前七条」に改める。

第十二条第一項中「失業保険勘定、」を削る。

第十四条第一項第二号中「失業保険勘定及び」を削る。

第十八条各号列記以外の部分中「失業保険勘定、」及び「失業保険法第三十七条第一項及び第二項、」を削る。

11　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する立法（一九六一年立法第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「社会保険特別会計、」の下に「失業保険特別会計、」を加える。

12　郵政事業特別会計法（一九六〇年立法第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「社会保険特別会計の失業保険勘定」を「失業保険特別会計」に改める。

13　資金運用部資金法（一九六六年立法第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「社会保険特別会計法（一九六六年立法第五十二号）第十四条第一項第二号から第四号まで」の下に「及び失業保険特別会計法（一九七〇年立法第百十八号）第七条第一項第二号」を加える。

第三条第二項中「社会保険特別会計法第十四条第一項第二号から第四号まで」の下に「及び失業保険特別会計法第七条第一項第二号」を加える。

14　失業保険法の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「社会保険特別会計の失業保険勘定」を「失業保険特別会計」に改める。

立法院の議決した労働者災害補償保険特別会計法に署名し、ここに公布する。

一九七〇年八月二十八日

行政主席　屋良朝苗

立法第百十九号

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

労働者災害補償保険特別会計法

（設置）

第一条　労働者災害補償保険法（一九六三年立法第七十八号）による労働者災害補償保険事業に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置する。

（管理）

第二条　この会計は、行政主席が、法令の定めるところに従い、管理する。

（勘定の区分）

第三条　この会計は、保険給付勘定及び業務勘定（以下「各勘定」という。）に区分する。

（保険給付勘定の歳入及び歳出）

第四条　保険給付勘定においては、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第三十条の規定による保険料、同法第四十六条の規定による特別保険料、積立金からの受入金、第十一条の規定による借入金、積立金及びこの勘定において支払上余裕のある現金の運用による収入並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、保険給付金、労災保険法第三十九条に規定する保険施設費、同法第三十八条及び第三十八条の二の規定による還付金並びに借入金の償還金及び利子をもつてその歳出とする。

（業務勘定の歳入及び歳出）

第五条　業務勘定においては、労災保険法第四十四条の規定による一般会計からの受入金、同法第三十九条の規定による追徴金、同法第四十二条の規定により徴収する延滞金、第十四条の規定による受入金及びその他の附属雑収入をもつてその歳入とし、郵政事業特別会計法（一九六〇年立法第四十六号）第三十五条の規定による郵政事業特別会計への繰入金及び労災保険法第四十四条の規定による事務の執行に要する経費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出の制限）

第六条　政府によつて収納された前二条に規定する歳入は、遅滞なく保険給付勘定及び業務勘定に繰り入れるものとし、他の会計への繰替使用又は前二条に規定する目的以外のために支出してはならない。

（歳入歳出予算の区分）

第七条　この会計の歳入歳出予算は、各勘定に区分し、各勘定において歳入の性質及び歳出の目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び送付）

第八条　行政主席は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、立法院に送付しなければならない。

2　前項の予算には、次の書類を添附しなければならない。

一　歳入歳出予算明細書

二　前前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前前年度末における積立金明細表

三　前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

（余裕現金及び積立金の運用）

第九条　この会計において支払上余裕のある現金及び積立金は、次に掲げる方法により運用することができる。

一　資金運用部への預託

二　労働金庫法（一九六五年立法第五十九号）の規定による労働金庫（以下「労働金庫」という。）への預金

2　前項第二号の規定により運用する場合においては、行政主席と労働金庫との契約による利率の利子を附するものとする。

（積立金及び政府余裕金の繰替使用）

第十条　この会計において支払上現金に不足があるときは、この会計の積立金又は他の政府余裕金を繰替使用することができる。

2　前項の規定による繰替金は、当該年度内に償還しなければならない。

（借入金）

第十一条　保険給付勘定に属する経費の財源に充てるため必要があるときは、当該勘定の負担で借入金をなすことができる。

2　前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて立法院の議決を経なければならない。

（決算の作成及び送付）

第十二条　行政主席は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、立法院に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、次の書類を添付しなければならない。

一　歳入歳出決算明細書

二　当該年度の損益計算書及び貸借対照表

三　当該年度末における積立金明細表及び債務に関する計算書

（保険給付勘定の積立金）

第十三条　保険給付勘定において、決算上剰余金を生じたときは、これを当該勘定の積立金として積み立てなければならない。

2　保険給付勘定において、決算上不足を生じたときは、積立金からこれを補てんするものとする。

3　保険給付勘定の積立金は、労働者災害補償保険事業の経営上の財源に充てるため必要がある場合には、予算で定める金額に限り、保険給付勘定の歳入に繰り入れることができる。

（業務勘定の剰余金の処理）

第十四条　業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを業務勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（支出未済額の繰越し）

第十五条　各勘定において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

2　前項の規定による繰越しは、財政法（一九五四年立法第五十五号）第三十九条の規定による行政主席の承認を得ることを要しない。

3　行政主席は、第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、会計検査院に通知しなければならない。

4　第一項の規定により繰越しをしたときは、当該経費については、財政法第二十七条第一項の規定による予算の通知があつたものとみなす。

（施行規則）

第十六条　この立法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

1　この立法は、一九七〇年九月一日から施行し、一九七一年度の予算から適用する。ただし、この立法の施行の日の前日までの間における労働災害補償保険事業に係る事務の執行に要する経費については、社会保険特別会計の業務勘定において経理するものとする。

2　社会保険特別会計の一九七一年度予算における労働者災害補償保険勘定の歳入歳出予算は、この会計の同年度の歳入歳出予算となるものとする。

3　一九七一年度において、この立法の施行の日の前日までに社会保険特別会計の労働者災害補償保険勘定において支出又は債務を負担したものは、同年度のこの会計の保険給付勘定の予算に基づいてしたものとみなす。

4　この立法の施行の日の前日までに収入した一九七一年度分の社会保険特別会計の労働者災害補償保険勘定の歳入は、同年度のこの会計の歳入とみなす。

5　一九七〇年度の社会保険特別会計の労働者災害補償保険勘定の歳出予算に係る経費で翌年度に繰越しを必要とするものは、この会計の保険給付勘定に繰り越して使用することができる。

6　この立法の施行の際における改正前の社会保険特別会計法（一九六六年立法第五十二号、以下「旧法」という。）第十二条第一項の規定により労働者災害補償保険勘定の積立金として積み立てるべき金額は、この会計の積立金として積み立てるものとする。

7　この立法の施行の際における社会保険特別会計の労働者災害補償保険勘定に属する権利義務は、この会計に帰属するものとする。

8　旧法第十二条第二項ただし書の規定により社会保険特別会計の労働者災害補償保険勘定の歳入に繰り入れるべき金額は、この会計の歳入に繰り入れるものとする。

9　社会保険特別会計に属していた行政財産、普通財産及び物品で労働者災害補償保険事業に係るものは、この会計に帰属するものとする。

10　社会保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条中「労働者災害補償保険事業、」を削る。

第三条中「労働者災害補償保険勘定、」を削る。

第五条を次のように改める。

第五条　削除

第八条中「労災保険法第四十四条、」を削る。

第九条中「前七条」を「前五条」に改める。

第十二条中「労災保険勘定及び」を削る。

第十四条第一項第二号を次のように改める。

三　削除

務勘定において経理するものとする。

2　社会保険特別会計の一九七一年度予算における労働者災害補償保険勘定の歳入歳出予算は、この会計の同年度の歳入歳出予算となるものとする。

3　一九七一年度において、この立法の施行の日の前日までに社会保険特別会計の労働者災害補償保険勘定において支出又は債務を負担したものは、同年度のこの会計の保険給付勘定の予算に基づいてしたものとみなす。

4　この立法の施行の日の前日までに収入した一九七一年度分の社会保険特別会計の労働者災害補償保険勘定の歳入は、同年度のこの会計の歳入とみなす。

5　一九七〇年度の社会保険特別会計の労働者災害補償保険勘定の歳出予算に係る経費で翌年度に繰越しを必要とするものは、この会計の保険給付勘定に繰り越して使用することができる。

6　この立法の施行の際における改正前の社会保険特別会計法（一九六六年立法第五十二号、以下「旧法」という。）第十二条第一項の規定により労働者災害補償保険勘定の積立金として積み立てるべき金額は、この会計の積立金として積み立てるものとする。

7　この立法の施行の際における社会保険特別会計の労働者災害補償保険勘定に属する権利義務は、この会計に帰属するものとする。

8　旧法第十二条第二項ただし書の規定により社会保険特別会計の労働者災害補償保険勘定の歳入に繰り入れるべき金額は、この会計の歳入に繰り入れるものとする。

9　社会保険特別会計に属していた行政財産、普通財産及び物品で労働者災害補償保険事業に係るものは、この会計に帰属するものとする。

10　社会保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条中「労働者災害補償保険事業、」を削る。

第三条中「労働者災害補償保険勘定、」を削る。

第五条を次のように改める。

第五条　削除

第八条中「労災保険法第四十四条、」を削る。

第九条中「前七条」を「前五条」に改める。

第十二条中「労災保険勘定及び」を削る。

第十四条第一項第二号を次のように改める。

三　削除

11　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する立法（一九六一年立法第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「失業保険特別会計、」の下に「労働者災害補償保険特別会計、」を加える。

12　資金運用部資金法（一九六六年立法第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十四条第一項第二号から第四号まで」を「第十四条第一項第三号及び第四号」に、「及び失業保険特別会計法（一九七〇年立法第百十八号）第七条第一項第二号」を「、失業保険特別会計法（一九七〇年立法第百十八号）第七条第一項第二号及び労働者災害補償保険特別会計法（一九七〇年立法第百十九号）第九条第一項第二号」に改める。

第三条第二項中「第十四条第一項第二号から第四号まで」を「第十四条第一項第三号及び第四号」に、「及び失業保険特別会計法第七条第一項第二号」を「、失業保険特別会計法第七条第一項第二号及び労働者災害補償保険特別会計法第九条第一項第二号」に改める。

販売所　発行所
総務局財務部用度課
総務局渉外広報部文書課
—暁印刷—

○農林漁業資金融通特別会計法

（一九七〇年八月二八日立法第一一七号）

施行　一九七〇年八月二八日
適用　一九七〇年七月　一日

（設置）

第一条　農林漁業資金融通法（一九七〇年立法第　号。以下「法」という。）による貸付けに関する政府の経理を明確にするため、一般会計と区分して特別会計を設置する。

（管理）

第二条　この会計は、行政主席が、法令の定めるところに従い、管理する。

（勘定区分）

第三条　この会計は、農林漁業勘定及び本土産米穀資金勘定（以下「各勘定」という。）に区分する。

（資本）

第四条　農林漁業勘定においては、第五条第一項に規定する産業投資特別会計からの繰入金並びに一九七〇年六月三十日における農漁業資金融通特別会計、糖業資金融通特別会計、パインアップル産業資金融通特別会計及び漁船建造資金融通特別会計（以下「各特別会計」という。）の資本に相当する金額の合計額をもって資本とする。

（農林業勘定の繰入及び繰出）

第五条　農林漁業勘定においては、産業投資特別会計からの繰入金、第十三条第一項の規定による借入金、貸付金の償還金及び利子並びに附属雑収入をもってその繰入とし、法第三条第一号から第十号まで及び第十九号の貸付金、第十三条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、事務取扱費並びにその他の諸費をもってその繰出とする。

2　前項に規定する産業投資特別会計からの繰入金は、農林漁業勘定の資本に充てるため、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

（本土産米穀資金勘定の繰入及び繰出）

第六条　本土産米穀資金勘定においては、第十三条第二項の規定による借入金、貸付金の償還金及び利子並びに附属雑収入をもってその繰入とし、法第三条第十二号から第十八号までの貸付金、第十三条第二項の規定による借入金の償還金及び利子、事務取扱費並びにその他の諸費をもってその繰出とする。

（繰入繰出予算の区分）

第七条　この会計の繰入繰出予算は、各勘定に区分し、各勘定において繰入の性質及び繰出の目的に従って項に区分する。

（予算の作成及び送付）

第八条　行政主席は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、立法院に送付しなければならない。

2　前項の予算には、次の各号に掲げる書類を添附しなければならない。

一　繰入繰出予算明細書
二　前前年度の貸借対照表及び損益計算書
三　前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
四　前年度及び当該年度の貸付計画表並びに借入金を予定する年度にあっては、その借入れ及び償還の計画表

（損益の処理）

第九条　各勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを当該勘定の積立金に組み入れて整理し、損失を生じたときは、積立金を減額してこれを整理するものとする。

2　前項の場合において、損益計算上生じた損失の額が積立金の額を超過するときは、その超過額は、当該勘定の損失の繰越しとして整理するものとする。

（剰余金の繰入れ）

第十条　各勘定において、毎会計年度の決算上剰余金が生じたときは、当該剰余金を勘定別に翌年度の繰入に繰り入れなければならない。

（繰入繰出決算の作成及び送付）

第十一条　行政主席は、毎会計年度、この会計の繰入繰出決算を作成し、一般会計の繰入繰出決算とともに、立法院に送付しなければならない。

2　前項の繰入繰出決算には、繰入繰出決算明細書並びに当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（余裕金の預託）

第十二条　各勘定において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

（借入金）

第十三条　農林漁業勘定において、貸付けの財源に充てるため必要があるときは、この勘定の負担において、資金運用部又は産業投資特別会計から借入金をすることができる。

2　本土産米穀資金勘定においては、貸付けの財源に充てるため、この勘定の負担において、本土産米穀資金特別会計から借入金をするものとする。

3　前二項に規定する借入金の限度額については、予算をもって立法院の議決を経なければならない。

（支出残額の繰越し）

第十四条　各勘定において、毎会計年度の繰出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　行政主席は、前項の規定による繰越しをしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3　第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法（一九五四年立法第五十五号）第二十七条第一項の規定による予算の通知があったものとみなす。

（借入限度の繰越し）

第十五条　各勘定において、借入金の借入れについて立法院の議決を経た金額のうち、当該年度において借入れをしなかった金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、繰出予算の繰越額の範囲内で、翌年度において、第十三条第一項及び第二項の規定による借入金をすることができる。

（資金の交付）

第十六条　政府は、法第六条第一項の規定により、農林漁業中央金庫、大衆金融公庫その他行政主席の指定する金融機関に対し、貸付けに関する業務を委託した場合においては、貸付けに必要な資金を交付する。

（施行規則）

第十七条　この立法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

1　この立法は、法の施行の日から施行し、一九七〇年七月一日

2　乙は、受託業務については、他と区分して経理するものとする。

第8条　乙は、貸付金の交付に際して、当該貸付金の全部または一部を借受人の意志に反し預金、仮受金等として留保してはならない。ただし、貸付金が貸付の目的以外に使用されることを防止しようとする場合は、この限りでない。

2　乙は、第1条の委託業務の取扱いに関し保証料、調査料その他如何なる名儀をもってするものであっても特別の費用を借受人から徴収してはならない。ただし、甲が別に指定する費用等については、この限りでない。

第9条　乙は、受託業務の取扱に関し、法、規則及び準則を遵守し、その他甲の指示するところに従わなければならない。

第10条　乙は、善良なる管理者の注意を怠ったごとにより甲に損害を与えたときは、賠償の責に任じなければならない。

第11条　甲は、乙が委託業務について本契約の規定に違背したときは、委託業務の一部もしくは全部を一時停止し、委託業務の取扱店舗の変更を指示し、委託業務の一部もしくは全部を他の委託金融機関に移管することを指示し、またはこの契約を解除することができる。

2　甲は、乙が前項の措置により損害を受けることがあっても、その賠償の責に任じない。

第12条　この契約は契約締結日から実施し　　年6月30日までとする。ただしこの期間満了の1ヵ月前までに当事者の何れか一方から何らの意志表示がなかったときは、この契約の効力はその後1ヵ年を限り更新されたものとし、爾後も同様とする。

2　前項による契約の有効期間中であっても、甲乙協議の上、何時でもこの契約の内容を変更し、またはこの契約を解除することができる。

第　条　前2条の規定によりこの契約が解除された場合においても、乙は受託業務の取扱に関し、その残務が終了するまでは、この契約の責に任じなければならない。

第14条　甲が準則を変更した場合には、変更後の準則の規定は、乙が承認した場合に限り甲が準則変更の際に定めるところにより、変更前の準則に基づく貸付に対しても適用することができる。

この契約を証するため正書2通を作成し、甲乙これに記名捺印した上、それぞれその1通を保有するものとする。

年　　月　　日

住　所　　那覇市美栄橋町1丁目1番地
甲　　琉球政府行政主席名　　㊞

住　所
乙　　㊞

○農林漁業資金融通法（抄）

（一九七〇年八月二八日　立法第一一六号）

施行　一九七〇年八月二十八日
適用　一九七〇年七月一日

（目的）

第一条　この立法は、農業、林業及び漁業を営む者に対し、農業、林業及び漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金並びに製糖業及びパインアップル缶詰類の製造業を営む者に対し、その経営の合理化又は製糖若しくはパインアップル缶詰類の製造に伴う副産物を原料として飼料等を製造する場合の施設の造成に必要な長期かつ低利の資金で農林漁業中央金庫（以下「中金」という。）その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

（定義）

第二条　この立法において「農業を営む者」とは、自ら農業を営む者又はこれらの者の組織する法人をいい、「農業」とは、耕作、養畜又は養蚕の業務をいう。

2　農業を営む者の行なう農産物の加工の業務は、この立法の適用において農業とみなす。

3　この立法において「漁業を営む者」とは、自ら漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人をいい、「漁業」とは、水産動植物の採捕若しくは養殖の業務をいう。

4　水産業協同組合法（一九六九年立法第九十五号）に基づき認可された協同組合又はその構成員の営む水産動植物の加工の業務は、この立法の適用において漁業とみなす。

5　この立法において「林業を営む者」とは、自から林業を営む者をいい、「林業」とは、林木の育成の業務をいう。

6　この立法において「開拓者」とは、移住地開発法（一九五七年立法第百九号）第二条第二項及び同法附則第二項に規定する者をいう。

7　この立法において「製糖業を営む者」とは、糖業振興法（一九五九年立法第百八十三号）第十二条の規定に基づき、行政主席の許可を受けて製糖業を営む者をいい、「製糖業」とは、甘蔗、てん菜又は糖類を原料として砂糖を製造する事業をいう。

8　この立法において「パインアップル缶詰類の製造業を営む者」とは、パインアップル産業振興法（一九五九年立法第百八十五号）第十二条の規定に基づき、行政主席の許可を受けてパインアップル缶詰類を製造する者をいい、「パインアップルの果実を原料として加糖し、若しくは加糖しないで缶又はその他の容器に詰める事業をいう。

9　この立法において「中小漁業者」とは、中小漁業振興特別措置法（一九七〇年立法第　百十五号）第二条第二項に規定する「指定業種」を営む者をいう。

（資金の貸付け）

第三条　政府は、第一条の目的を達成するため、毎年度予算の範囲内において、農業、林業、漁業、製糖業又はパインアップル缶詰類の製造業を営む者に対し、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

一　農地又は牧野（規則で定めるものに限る。）の改良、造成又は復旧に必要な資金

二　規則で定める永年性又は多年性植物の植栽又は育成に必要な資金

三　自立経営農家の育成に必要な資金

四　開拓者の営農改善に必要な資金

五　農業者、漁業者又は林業者が営む者の共同利用施設の改良、造成又は取得に必要な資金

六　造林又は林業に必要な資金

七　漁場の造成、改良又は復旧に必要な資金

八　漁場の造成、改良、管理、取得又は漁船用設備（漁具を除く。）の取得に必要な資金

九　水産動植物の増殖資材又は加工施設の改良、造成又は取得に必要な資金

十　沿岸漁業者の経営の改善に必要な資金

十一　中小漁業者の漁船設備の改良又は合併等に伴う合理化に必要な資金

十二　くり舟漁業者がくり舟以外の漁船を建造し又は取得するに必要な資金

十三　製造又はパイプラインの敷設に伴う副産物を原料として建材、飼料又はアルコール等を製造する施設の造成に必要な資金

十四　製造業の合併（既に合併したものを含む。）に伴う合理化に必要な資金

十五　パインアップル缶詰用製造業の合併又は営業の譲受けに伴う合理化に必要な資金

十六　牧野（第一号に規定する牧野を除く。）の改良、又は造成に必要な資金

4　貸付けを受けた者が災害その他別な理由により元利金の支払

貸付けの条件に違反したとき。

五　前各号に掲げる場合のほか、貸付けを受けた者が正当な理由がなくて貸付けの目的を失したと認められるとき。

四　事業計画の目的を失したと認められるとき。

三　貸付金に係る物件が貸付けの際に定められた用途以外の用途に供されたとき。

二　次条第一項の規定に違反したとき。

一　時効により貸付金の支払を怠ったとき。

一　時効により貸付金の支払を請求することができる。

（貸付金の償還の期間）

第五条　貸付けを受けた者は、貸付金を貸付の目的以外の目的に使用してはならない。

2　政府は、貸付金が貸付の目的以外の目的に使用されることを防止するため、必要に応じ貸付金をもつて行なう事業者等に対して直接に貸付金を貸付する等貸付金の安全に関し適切な措置をとることができる。

（業務の委託等）

第六条　政府は、中金、大蔵金融公庫その他行政主管の指定する金融機関に対し、貸付けに関する申込みの受理及び審査、貸付金の貸付け、元利金の回収その他貸付及び回収に関する業務を委託することができる。ただし、貸付の決定については、行政主管がこれを行なう。

2　政府は、前項の規定により業務を委託しようとする場合において、当該業務の受託を受ける者（以下「受託者」という。）の受託業務に関する事項を規則で定めなければならない。

3　政府は、第一項の規定による業務を委託した場合においては、受託者に対し、委託手数料を支払わなければならない。

4　受託者は、農林漁業中央金庫法（一九五四年立法第四十五号）第二十四条又は大蔵金融公庫法（一九五四年立法第四十号）第十七条の規定にかかわらず、第一項の規定による業務及びこの第十七条に基づく資金の貸付けに係る債権につき、債務の保証をすることができる。

5　第一項の規定により業務の委託を受けた受託者たる金融機関が著しく困難となつた場合には、政府は、貸付条件の変更又は返済元利金の支払方法の変更をすることができる。

（貸付金の使途の制限）

第五条　貸付けを受けた者は、貸付金を貸付の目的以外の目的に使用してはならない。

2　政府は、貸付金が貸付の目的以外の目的に使用されることを防止するため、必要に応じ貸付金をもつて行なう事業者等に対して直接に貸付金を貸付する等貸付金の安全に関し適切な措置をとることができる。

（業務の委託等）

第六条　政府は、中金、大蔵金融公庫その他行政主管の指定する金融機関に対し、貸付けに関する申込みの受理及び審査、貸付金の貸付け、元利金の回収その他貸付及び回収に関する業務を委託することができる。ただし、貸付の決定については、行政主管がこれを行なう。

2　政府は、前項の規定により業務を委託しようとする場合において、当該業務の受託を受ける者（以下「受託者」という。）の受託業務に関する事項を規則で定めなければならない。

3　政府は、第一項の規定による業務を委託した場合においては、受託者に対し、委託手数料を支払わなければならない。

4　受託者は、農林漁業中央金庫法（一九五四年立法第四十五号）第二十四条又は大蔵金融公庫法（一九五四年立法第四十号）第十七条の規定にかかわらず、第一項の規定による業務及びこの第十七条に基づく資金の貸付けに係る債権につき、債務の保証をすることができる。

5　第一項の規定により業務の委託を受けた受託者たる金融機関の役員又は職員である当該委託業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の規定の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

（報告及び検査）

第七条　行政主管は、必要があると認めるときは、貸付を受けた者若しくは受託者に対して報告をもつて、又は職員をして貸付を受けた者若しくは受託者の業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、貸付を受けた者に対しては、貸付金をもつて行なう事業の範囲内、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、あらかじめ関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第八条　貸付を受けた者又は受託者の役員若しくは職員が前条の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒、妨げ、若しくは忌避したときは、八十五ドル以下の罰金に処する。

（施行規則）

第九条　この立法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

1　この立法は、公布の日から施行し、一九七〇年七月一日から適用する。

2　農林漁業資金融通法（一九五九年立法第百五十一号）及び漁船

(回覧番号 2160) 外務省電信案 (分類)

機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示	※総第 17 189 号
極秘 無期限 部の内 YYYYY	暗 略 平	※第 1743 号
		※昭和 年 月 日 時 分発 45.9.17 20.21
	大至急・至急・普通・LTF	※発電係 小林

(※印欄内は電信課記入)

電信課長

漢

大臣
~~政務次官~~
事務次官
~~外務審議官~~
外務審議官
官房長

主管
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

主管局部課(室)名
アメリカ局北米第一課
起案 昭和45年9月16日
起案者 石河 電話番号 446

協議先
総務参事官
国際貿易課長
北米第二課長
国際機関第一課長
専門機関課長

コピース 9/18

大使 臨時代理大使 あて 外務大臣 発
在 米 下田 総領事 代理 代理

電報 在 沖縄 高瀬 大使 臨時代理大使 あて
総領事 代理

件名
対沖縄本土米供与問題(米側との会談)

往電米北一第1587号に関し

14日、大河原アメリカ局参事官は在京米大使館エドモンド公使を招致し、本土米供与の数量問題につき会談したところ、次の通り。

1. 大河原参事官より、1971暦年において(以下暦年)

(昭和四二・七・一 改正)

GB-1

2

本土米 6万5千トン(精米ベース、以下同じ)、72年には2万5千トンという当初の提案に代る新たな提案として、71年5万5千トン、72年3万5千トンの供与数量を日本側案として提示した。

2. これに対し「エ」公使は同提案はinterestingではあるが、still very difficultな案である。次に述べるのは全くad referendumの案であるが、従来の日本側の意向を勘案して作成したものであるので検討願いたいとして、71年3万トン、72年前半2万トン、72年後半4万トン(この分は72年前半までに契約を完了する。)の供与数量案を提示した。

3. 大河原参事官より、上記米側提案については自分は非観的である。そもそも日本側案

交換公文 コンナン

GB-3 外務省

は（イ）琉球政府が緊急に資金を必要としている事実、及び（ロ）沖縄の倉庫の貯蔵能力には限界がある事実の二つを勘案して作成されたものである。

（イ）については、最近沖縄において積立金運用の為の特別法とその裏付けとなる予算が成立している段階にあるが、この特別法によれば施政権返還の期日までに、少くとも沖縄経済開発計画のための積立資金の融資が終了している必要がある。

しかしながら、米側案による場合には返還期日までに8オトン相当の積立資金が琉球政府に入るにとどまる結果、琉球政府による資金運用計画のこの事のに中絶せざるを得ないこととなり、米側案は日本側の認めうるところではない。かつ（ロ）については約2オトンが貯蔵能力の限界

生せざる

であるので72年復帰までの短期間に集中することは、問題である旨指摘した。

4. 「エ」公使より、前記米側案は総供与量の維持をはじめ、日本側の要求をほぼ全面的に受け入れたものであり、ただ積荷の時期を6カ月遅らせただけのことである。1972年7月1日までに明確な契約を締結し、同年後半における4オトンの積荷を保障しておけば安心であり、arbitrary に決めた返還期日になぜ日本側がこれほどとらわれるのか理解し難い旨述べた。

5. これに対し大河原参事官より返還後は沖縄は一つの県となり、本件の如き特別の援助を

5

受けることは困難となるので、この点に関する沖縄住民の強い関心にもかんがみ、復帰時までに12オトンの積荷を完了しておく必要がある旨~~[illegible]~~ 又 ~~[illegible]~~ 論した。

6. 最後に、双方は ~~[illegible]~~ 相手側が本日提示した案をそれぞれ関係方面 ~~総理計~~ ~~およびワシントン~~ に取りつぎ、検討すべき旨を約し会談を了した。

沖縄に転電した。(3)

秘
無期限

アメリカ局長
専門機関課長
参事官
政策課長
北米才二課長
北米才一課長

対沖縄本土米供与計画

45. 10. 12
米北1

1. 2日北米1課佐藤より電話にて上司の指示によるとして在京米大使館ダットン書記官に対し、日本側にて検討した結果 9日 14日の米側の提案は受諾しえず、日本政府としては復帰と共に沖縄経済がまがりなりにも形をととのえられるためにも71年(歴年)末までに少なくとも合理化計画の半分は

平井大河原等事務より エドモンドに在京米大使館に申し入れることとしたい。(7)

完了しておく必要があり、右のための経費としては本土米5万5千トンに相当する積立金が必要であり、よって、5万5千トンを再度提案する次第である旨申し入れておいた。しかるに、同書記官より9日ワシントンからの回答として、5万5千トンは受諾し得ずとの簡単な回答に接したので右を転達する旨電話にて連絡越した。

2. 当方より、米側の云う3万トンという案が到底日本側の受諾し得ざるものとはワシントンも承知していると了解するが、米側としては何万トンならば受諾可能なのかと問うたところ、先方は、ワシントンの訓令は日本の供与高を出来るだけ削減するよう努力せよというものであり、specific

な数字はインディケートされていない旨答えると共に、9月30日付朝日新聞の報ずる対策庁の明年度予算説明によれば46年度の分として33億5万円トンという数字が出ており、右が事実ならば、71歴年供与分は必ずしも5万トンとはなり得ず、まして5万5千という説明も納得出来ない旨述べた。

3. 当方よりさらに、上記対策庁説明は明年度予算の概算の説明であり、5万5千トンが必要であるとの政府の立場には変りない。然し米政府が5万5千トンに同意出来ないとの点については関係庁にも伝えることとしたいが、日本政府としては5万トンを下る案とは考えていないのでこの点お含みありたい旨述べておいた。

4. 上記の次第及びこれまでの交渉経緯より、5万5千トンを確保することは極めて困難かと考えられ、~~るので~~、かつ5万トンとの数字も報道されていることもあり、この際、5万トンを提案し、米側がこれに反対しても日本政府としては復帰前における沖縄の資金需要から云って、右以下に
(産業合理化に関する)
することは考えておらず、米側の反対はあっても右の供与を実施することとする旨申し渡
入れる
~~す~~ことと致したい。

5万トンを 昨夜これを
[illegible]

アメリカ局長
専門機関課長　参事官
政策課長　北米オ二課長　北米オ一課長

対沖縄本土米供与計画

45.10.12
米北1

1. 2日北米1課 佐藤より電話にて上司の指示によるとして 在京米大使館 ダットン書記官に対し 日本側にて検討した結果 9日 14日の米側の提案は受諾しえず 日本政府としては 復帰と共に沖縄経済がまがりなりにも形をととのえられるためにも 71年(歴年)未までに少なくとも合理化計画の半分は

完了しておく必要があり 右のための経費としては 本土米 5万5千トンに相当する積立金が必要であり よって 5万5千トンを再度提案する次第である旨申し入れておいた。しかるに、同書記官より 9日 ワシントンからの回答として 5万5千トンは受諾し得ずとの簡単な回答に接したので 右を転達する旨電話にて連絡越した。

2. 当方より 米側の云う 3万トンという案が到底 日本側の受諾し得さる[illegible]はワシントンも承知していると了解するが、米側としては何万トンならば受諾可能なのかと問うたところ、先方は、ワシントンの訓令は 日本の供与高を 出来るだけ削減するよう努力せよというものであり specific

な数字はインディケートされていない旨答えると共に、9月30日付朝日新聞の報ずる対策庁の明年度予算説明によれば46年度の分として33億円5万トンという数字が出ており、右が事実ならば71歴年供与分は必ずしも5万トンとはなり得ずましてや5万5千という説明も納得出来ない旨述べた。

3. 当方よりさらに、上記対策庁説明は明年度予算の概算の説明であり、5万5千トンが必要であるとの政府の立場には変りない。然し米政府が5万5千トンに同意出来ないとの点については関係庁にも伝えることとしたいが、日本政府としては5万トンを下る案は考えていないのでこの点お含みありたい旨述べておいた。

4. 上記の次第及びこれまでの交渉経緯より5万5千トンを確保することは極めて困難かと考えられ、かつ5万トンとの数字も報道されていることもあり、この際、5万トンを提案し米側がこれに反対しても日本政府としては復帰前における差額理化に関する沖縄の資金需要から云って、右以下にすることは考えておらず、米側の反対はあっても右の供与を実施することとする旨申し渡すことと致したい。

極秘

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

24

総番号（TA）57458　　主管 米安

70年10月15日20時45分　　発 米北1

70年10月16日10時5分　　本省着

外務大臣殿　　牛場大使　臨時代理大使　総領事　代理

オキナワ向け本土米供与問題（米議員の動き）

第3097号　極秘

貴電米北1第1743号に関し。

オキナワ向け本土米供与問題をめぐり。米側より米議会方面の関心が多々言及されてきたことでもあり。当館にて。H。Hをしてカリフオルニア米関係議員の動きにつき調査せしめおりしところ。一部にうわさのあつたカリフオルニアのハンナ議員は本件に何等関係なく。（もつとも。「ハ」議員は。日本に関心のあることで知られており。同じカリフオルニアということで「米」（こめ）の問題と結びつけられて考えられたとしても故なしとしないとの見方もある。）

むしろ。カリフオルニア州第15区選出のマックフオール議員（JOHN。J。MCFALL。民主党）が本件に強い関心を有している模様であることが判明した。（国務省日本部もマックフオールが中心人物なる旨指摘している。）

今後とも。マックフオール議員を中心にカリフオルニア

外務省

極秘

電信写

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

米関係議員についての調査をすすめる所存なるも。これら議員は目下選挙に備えて選挙区に帰つており。ここ当分連絡のとりにくい事情にあることでもあり。とりあえず。

なお。当館の見るところハンナ議員は極めて親日的であり。今後ともわが国にとり有益な存在と思われるので念のため。

（了）

外務省

(回覧番号 2424) 外務省電信案 (分類)

機密表示(極秘・秘の朱印) 極秘 無期限 部の内 号	符号表示 暗 略 平	総第 16 176 号
	第 1955 号	昭和 年 月 日 時 分発 45.10.16 22 16
	大至急・至急・普通・LTF	発電係

(※印欄内は電信課記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 アメリカ局北米第一課 起案 昭和 45 年 10 月 16 日 起案者 伝後 電話番号 445

協議先 国際貿易課長 国際機関第一課長 政策課長 北米第二課長 専門機関課長

在 米 牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて 愛知 大臣発

電報 在 沖縄 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて

件名 対沖縄本土米の供与計画

本土米

第3097号に関し、

1. 往電第1743号米側提案については、10月2日在京米大使館 成方部内で検討の結果として、(1) 71歴年供与量を3万トンとすることは出来ない、(2) 復帰時までに契約のみならずデリヴァリーも終了している必要がある、(3) 71歴年終了

GB-1

2

時までに、パイン産業等の復帰時までの合理化計画の半分を達成しておくことが必要であり、そのためには5万5千トンの供与が必要とされる旨説明し、米側提案を拒否すると共に再度5万5千トン供与することにつき米側の再検討を求めた。

2. 追って在京米大使館より、ワシントンより日本政府の対沖縄供与量を出来るだけ削減せよとの訓令を受けた旨内話越すと共に、5万5千トンは受諾し得ない旨回答越した。

3. この間米側は、9月30日付当地紙(朝日)が対策庁の46年度予算説明として対沖縄本土米の供与については33億円5万トンとなろう旨報道したことを捉え、日本側の5万5千トンを要求する理由如何と重ん越した。

4. よって、対策庁としても米側の主張にもかんがみ

GB-3 外務省

5万トン（でも出来ても）~~[illegible]~~保証し得ないとの結論に達し、16日大河原参事官より在京米大使館エドモンド公使に対し、日本政府としては71暦年に5万トンを供与することと致したく、右決定は最終的なものであり、これ以上大幅な譲歩は~~[illegible]~~得ず、右にて実施するので了承ありたい旨通報した。

右通報の際、同公使は71暦年に5万トンを必要とする理由を問い、復帰前に支給を了しておれば復帰後においても沖縄において必要な資金が積立てられることになるではないかと述べたが、同参事官より、従来より説明している通り復帰時までに沖縄経済の基盤を出来るだけ整備しておく必要があること、復帰前に積立資金が必要であり、復帰後のデリバリーでは意味がないこと等をるる説明しておいた。

積立

同公使は右日本側通報を直ちに本国政府へ

伝達~~することとしたい~~旨述べた。

5. 上記の次第につき、これ以上米側と交渉するも米側はただ日本側供与量の削減を求めるだけであり、他方我方としては復帰の前年の71年には5万トン確保されなければならない~~必要が極めて大なるので~~事情にある。~~米側の反対~~ よって、大河原参事官~~があろうとも5万トンの供与を実施せざるを得ない~~ 復帰前の特殊事情を強調し、~~貴使においても、右お含みの上~~5万トン~~供与につき~~米側が~~黙認するよう申し入れありたく、結果至急回電ありたい。~~

~~沖縄へ転電した。~~

貴地出張の際責任国政府関係者に申し入れることとするも右お含みおきありたい。

沖縄へ転電した。 (3)

ソカ 万大
ヒヒ 博阪

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

大政務次官 外務次官 官房長 審議官 総人 電厚計 儀 文会官給 儀 官房

国際資源長 参調折企
領事移住長 参領旅移
アジア局長 参地中東 北東西
米局長 済 北北保
中南米局長 参一二
欧亜局長 参西東洋 西東
近アフ局長 参書近ア
経済局長 政経 経国 厚
条約局長 経貿 通国 政政 文二 国一 理
条約局長 参条協規
法務省 参政総科 軍官 専
情報文化局長 参広 内外 二二

総番号(TA) 53097
70年10月25日17時15分 米国 発 主管
70年10月26日07時30分 本省 着 米北1

外務大臣殿 牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ向け本土米供与

第3186号 極秘
貴電米北1第1955号に関し
24日国務省エリクソン日本部長は、アメリカ局オオカワラ参事官に要旨次の通り述べた趣。
1971暦年については米側も不満不足ながら日本側の最終提案(5万トン)をのまざるを得ないとの考え方に傾いている。ただ問題なのは72年で、仮に72年頭ところに施政権返かんが実現するとして、日本側が上半期に4万トンを出すこととなれば米側は事実上完全に輸出されることになり、この点、すなわち施政権返かん前に72暦年は米側の輸出がゼロとなる点については米議会農務省、一般に一致してもうれつなる抗があり、この点が最も頭のいたいところである。
(了)

外務省

(回覧番号 2691) 外務省電信案 (分類)

電信課長 代 中村

機密表示(極秘・秘の朱印): 極秘 無期限 部内号
符号表示: 暗 略 平
※ 総第 14 144 号
※ 第 2110 号
※昭和 年 NOV 月 14 日 20時 29 発
大至急 至急 普通 ・ LTF
※ 発電係 ヨ
(※印欄内は電信課記入)

大臣 / 政務次官 / 事務次官 / 外務審議官 / 外務審議官 / 官房長
主管: アメリカ局長 / 参事官 / 北米オ一課長
主管局部課(室)名: 米北1
起案 昭和45年11月14日
起案者 佐藤 電話番号 [illegible]

協議先: 総務参事官 / 国際貿易課長 / 国際機関第一課長 / 政策課長 / 北米オ二課長 / 専門機関課長

在 米 牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて 外務大臣 発

転報 在 沖縄 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて

件名: 本土米の対沖縄供与

電オ3186号に関し、
13日大河原アメリカ局長心得は、標めに応じ、本件に関し在京米大エドモンド公使と会談したところ、要旨つぎのとおり。
1. 冒頭先方より、71年5万トンを受諾するため

(昭和四二・七・一 改正) GB-1

外務省

には、72年において米側が何らかのshareを得ることにつき日本側の保証をとりつけることが必要なりとの訓令に接しているところ、~~72年の日本の供与量が4万トンとした場合、米側のshareはどうなるか~~（カリフォルニアの米業者を説得するためには72年において若干なりともshareが確保されたと説明せざるを得ず、さもなくば、米政府としては右業者の圧力に到底抗し切れるものではない旨述べ、~~71及び72~~年の供与量を4万5千トンとすることは出来ないのかと強く述べた。

2. 当方より、71年の5万トンは、日本側としてはbare minimumであり、政治的コミットメントとしても右以下にすることは絶対不可能

である。よって~~自分（当方）~~本省の個人的案として、72年分については復帰日も不確定な現段階においては日米双方とも白紙~~との案~~ということでは如何と提案したところ、先方は71年分についてのみ合意し、72年分の米側のshareがassumeされていない点で、右案では本国政府は了承は得られない旨述べた。

3. (1) さらに先方より、72年の日本側の供与量はmaximum 4万トンということでは如何と述べたので、当方よりmaximumとは如何なる意味かとクラリフィケーションを求めたところ、先方は考えられる例として沖縄の需要量が8万トンとすれば、復帰時が7月以降となる場合、残余の量を米側がshareできるという意味であり、up toと言いかえても

よい旨説明した。右に対し当方より、up to 40,000 tons by the time of reversion であれば受諾し得ると考える旨述べた。

(2) 先方はさらに、復帰時が仮に3月、4月であれば、米側の share がなくなることも認めざるを得ないが、他方日本側も4万トン全量を供与し得ずとのことで、米側としても止むをえないと考える。仮りに7月1日が復帰時となれば、若干なりとも輸出し得たく、このため sharing をめぐって日本側の供与が米側の供与が可能となる様に orderly shipment により実施されるのであれば、米側業者に対し米側の share は確保されたと説明し得るが、右についての日本政府の assurance

を得られるかと述べた。(新章) 当方より右は

(3) 那覇港の倉庫の capacity の問題になるので、右については対策方とも協議し得べく、右提案については検討することとしたい旨述べ、前述の年分について白紙とする案とともに、右提案について詰めることとしたい旨同意した。

4. なお、先方は、復帰前の契約量と4万トンとの、実際の delivery が復帰後に及ぶとの案は受諾し得ないのかと述べたので、右が可能ならば、日本政府としては需要量の8万トンを供与したいと考えている旨述べ、delivery が復帰後まで及ぶことは法制上考えられない旨反論しておいた。

沖縄へ転電した。

ノカセ

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣 政務次官 事務次官 官房長 審議官 審議官 総人 経理 計画 官房 文会 営業 局

国際資源課長 参調 析企
領事移住課長 参領 旅移
アジア課長 参地 中東 北東 西
条約課長 参北 北保
中南米課長 参一 二
欧亜課長 参西 東洋 西東
近アフ課長 参書 近ア
経済課長 次総 経国 万国
経済協力課長 参貿 統国
参政 技二 国一 理
条約課長 参条 協規
国際法課長 参政 経科
軍縮課長 参軍 社専
情報課長 参道 内外
文化課長 一二

極秘

17 大臣

総番号(TA) 63555 主管
70年 月23日 18時45分 本省 発
70年 12 月24日 09時47分 本省 着 米北1

外務大臣殿 牛場 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ向本土米供与

第3814号 極秘 至急(ゆう先処理)
貴電米北1第2110号に関し
21日オオカワラ局長がエリクソン日本部長及びマッケルロイ、オキナワ担当官とこん談した際「マ」担当官は当方の質問に対し、71年5万トン、72年4万トンとの日本側最終提案につき未だ農務省等から何等の反応に接していない旨説明するとともに、農務省側としても72年の米側輸出分についての合意ができない限り、右日本側提案に正式に同意することはできない事情にあるところ、71年の5万トン自体については反対しないところまできていると思われるので、一応72年の日米双方のシェアは今後引き続き話し合うこととして、とりあえず71年の日本側輸出分5万トンのみにつき農務省等関係方面のもくだく(AQUIESCENCE)を取りつける方向でクリスマス休か明けに努力してみる旨述べた。
(了)

4/4

外務省

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

電信課長

機密表示(極秘・秘の朱印) 極秘

符号表示 暗 略 平

※総第 16 130 号

※第 89 号

※昭和 年 月 日 時 分発 JAN 16

大至急 至急・普通・LTF

※発電係

(※印欄内は電信課記入)

大臣 神崎

~~政務次官~~
事務次官
~~官房長~~
~~条約課長~~

主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長

主管局部課(室)名 米北1

起案 昭和46年1月16日

起案者 電話番号 2465

協議先

在米 牛場 (大使) ~~臨時代理大使~~ ~~総領事~~ ~~代理~~ あて 外務 大臣発

(電報) 在沖縄 高瀬 (大使) ~~臨時代理大使~~ ~~総領事~~ ~~代理~~ あて

件名
沖縄向本土米供与

写済

貴年貴電第3814号に関し、

1. 12日在京米大使館より、本件につき、(イ)対米交渉によれば1971暦年において本土米の対沖縄輸出は50,000トンを予定し、(ロ)本年国会よりの分は程度9,000トンしか予定されていない由であるが、(ロ)

P35

一般

(昭和四二・七・一改正)

GB-1

米側としては沖縄における米の消費量から
すれば年間30,000トン程度の輸出が市場が存在
~~認め~~
~~これ~~ しうべきであり、この点の解決がえられない限り
米側は日本側の50,000トンに合意せず、
~~従って これが合意を内容とする代換を[illegible]~~
19日の協議委開催にも応じられない旨連絡
(46年度の日中政府復帰対策費を審議するための)
越した。

2. これに対し当方よりは(イ)日本側の50,000
トンについては昨年12月ワシントンにおける大河原
参事官、エリクソン日本部長の~~往~~ 冒頭 覚電会談 UKM
~~以来今日までの間~~に農務省等関係者の
黙諾がえられたものと了解しおり、また(ロ)
米国産米の対沖縄輸出量は米側と琉政
間の~~で~~ の話合 により決定さるべき問題であり、
(ハ)いずれにせよ米側のいう30,000トン~~は~~ 非ず
確保という考え
~~[illegible]~~ ははじめて聞く話であり、その

輸出が認められない限り協議委開催に
応じられないとする米側の考え方~~には~~は納得
し難い旨述べた。

3. 14日在京米大エドモンド公使より大河原
参事官に対し、(イ)日本政府は沖縄に
おける米のSPACINGにつき十分米側に
協力すること、(ロ)また日本政府(対策庁)は琉政に
対し ~~[illegible]~~ GRIが現在の在庫を取り崩してその分
だけ外国産米の輸入を抑えることをせず、
(在庫に関する) (19,000から23,000トン位の間)
従来のPRACTICEを維持するようURGE
すること、を条件として日本本土米5万トンの
対沖供与に合意する、との趣旨のRECOMMEN-
DATIONを本国に打電したいが、日本側は
右にて異議なきやと照会越した。

これに対し、大河原参事官より、上記3(イ)の

SPACINGについては協力する用意があるが、

(ロ)の点については検討は断るが、コミットしえず、但し日本政府の了解はえていない在京米大限りの案として本国の意向を確認する分には別に異議はない旨回答するとともに、対米庁とも協議の上、16日「エ」に対し、米側が琉政に上記2(ロ)の趣旨を申し入れる際に、日本政府が米側の立場を支持することは差し支えない旨通報しおいた。

5. ついては協議委開催日時が切迫していることでもあり、本件が当方回答のラインにて速かに妥結するよう貴館よりも米側に対し側面的に働きかけありたく、結果至急回電ありたい。

沖縄に転電した。(了)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 2351

70年1月18日19時47分 米国 発

70年1月19日09時53分 本省 着 米北1

外務大臣殿 牛場 大使

オキナワ向本土米供与

第121号 極秘 至急(ゆう先処理)

貴電米北1第89号に関し

18日国務省日本部マッケルロイオキナワ担当官がサトウに述べたところ次のとおり。

1. 米側としては在京米大使館よりの請訓に基き来れき年のシエアの問題は今後の問題とすることとして。本れき年の日本側供与量を5万トンとすることに同意することとした。

2. 在京米国大使館よりは。(イ)オキナワ向船積みのSPACINGを調整すること(ロ)リュウ政に在こに関する従来のPRACTICEを維持するよう求めることの2点において日本側の協力を得られることとなつたので。ワシントンより特に反対なき限り。19日の協議委員会において本件「米」資金の使途も含む日本側復帰対策費に同意するという趣旨の意見具申があつたところ。右につき農務省より特に積極的反対もなかつたので。国務本省としては在京米大使館が前記意見具申通り動くことを認めることとした次第である。(了)